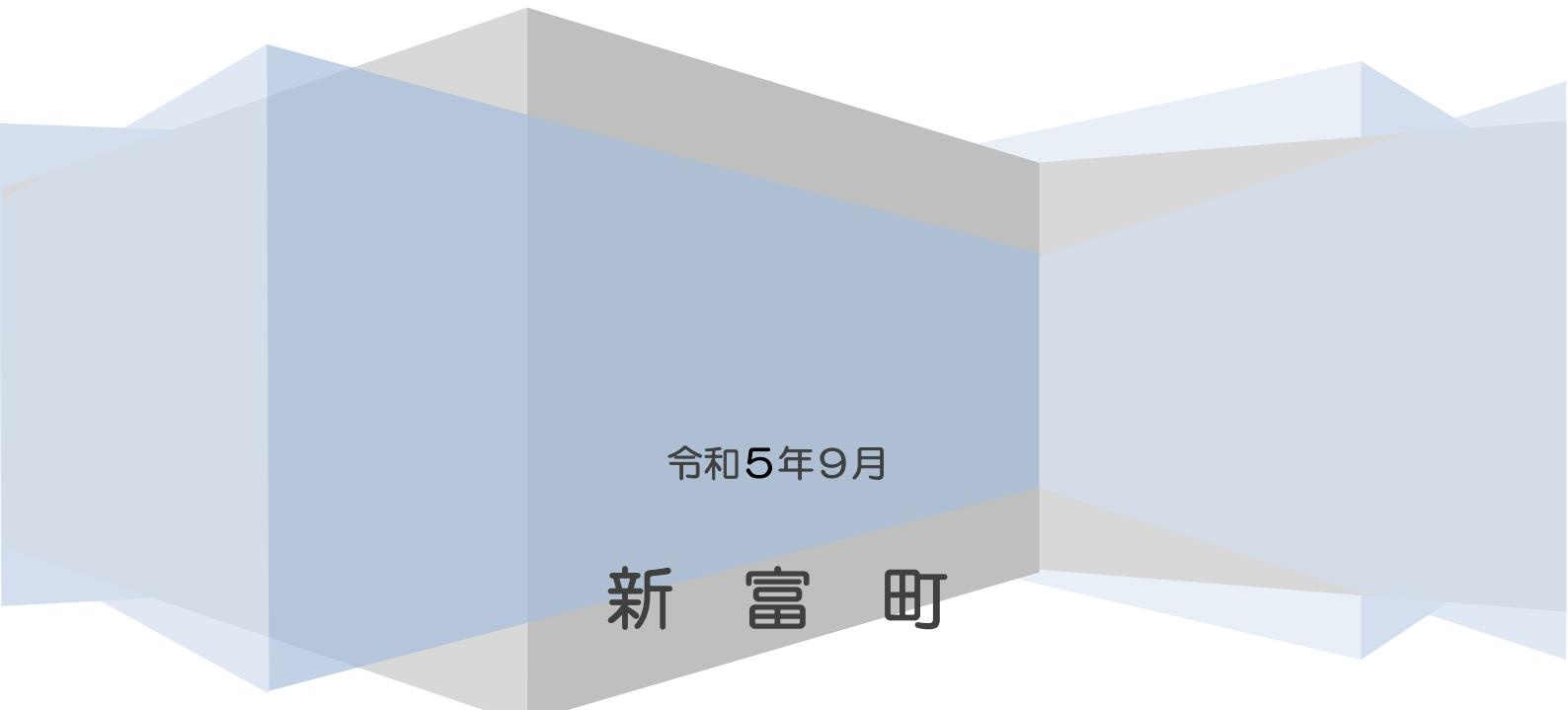


令和4年度

新富町長期総合計画

実施計画書の検証



令和5年9月

新富町

■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、平成23年度から新富町第5次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

■検証の方法

令和4年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行っています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全部で目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかつた
●	評価できなかつた

目 次

総務課	- 5 -
総合政策課	- 14 -
財政課	- 23 -
基地対策課	- 25 -
税務課	- 27 -
町民課	- 29 -
いきいき健康課	- 30 -
福祉課	- 38 -
産業振興課	- 52 -
農地管理課	- 62 -
都市建設課	- 65 -
水道課	- 73 -
会計課	- 75 -
議会事務局	- 76 -
教育総務課	- 77 -
生涯学習課	- 85 -
農業委員会事務局	- 92 -

第6次新富町長期総合計画 数値目標

分野別 ビジョン	施策	関連部署	目標値	R2 (現状値)	R4 (目標値)	R4 (達成値)	R8 (目標値)
暮ら し・環 境	幹線道路の整備	都市建設 課	国県道改良率 (5.5m 未満含 む)	87.4	87.6	87.7	88.4
	町道の整備	都市建設 課	町道改良率 (5.5m 未満含 む)	69.5	69.6	70.8	70.0
	公共交通の確保	総合政策 課	町営公共交通利用 者数	6,295	7,530	8,328	12,000
	防災体制の充実	総務課	防災士資格取得者 総数	83	90	92	130
	住環境対策	都市建設 課	相続財産管理人申 立、略式代執行件 数	1	1	1	3
	ごみ減量化及び 資源リサイクル の推進	都市建設 課	ごみリサイクル率	13.7	15.0	18.6	25.0
	自然環境の保全	生涯学習 課	アカウミガメ上陸 回数	293	300	249	340
	排水処理対策等 の充実	都市建設 課	生活排水処理率	68.8	70.0	69.81	72.5
	健康管理体制の 充実	いきいき 健康課	特定健康診査受診 率	38.8	57.5	39.5	60.0
健康・ 福祉	国民健康保険制 度の安定運営	税務課	国保税収納率	96.78	96.90	97.09	97.26
	国民健康保険制 度の安定運営	いきいき 健康課	ジェネリック医薬 品普及率	83.8	84.0	86.3	85.0
	介護予防・健康 づくり	福祉課	通いの場実施個所 数	3	3	3	4
	高齢者にやさし いまちづくり	福祉課	認知症サポーター 養成講座開催数	4	7	11	15
	相談支援の提供 体制の確保	福祉課	障がい者福祉サー ビス相談支援利用 者数	32	42	41	42
	障がい児支援の 提供体制の確保	福祉課	放課後等デイサー ビス利用者数	33	46	42	52
	子育て支援の充 実	福祉課	ファミリー・サポ ート・センター事 業利用件数	23	25	17	30
	子育て支援の充 実	福祉課	特定教育・保育施 設充足率	100	100	87.9	100
	子どもの居場所 環境の整備	福祉課	放課後児童クラブ 充足率	100	100	100	100
	権利擁護	福祉課	成年後見制度利用 支援事業利用件数	15	20	11	20
教育・ 文化・ 人づくり	教育内容と環境 の充実	教育総務 課	部活動指導員数	8	8	2	8
	キャリア教育の 推進	教育総務 課	キャリア教育実施 回数	3	5	5	6
	特別支援教育の 充実	教育総務 課	LD・ADHD 通級 教室数	3	3	3	3
	生涯学習活動の 促進	生涯学習 課	生涯学習講座参加 者数	122	140	138	200
	文化芸術に親し む機会の充実	生涯学習 課	新富町図書館蔵書 冊数	81,903	86,000	93,422	106,000

	文化施設の活用	生涯学習課	文化会館利用者数	12,955	30,000	35,999	50,000
	誰でも参加できるスポーツの推進	総合政策課	スポーツ教室参加数	32	40	37	60
	民間との協働の推進	総合政策課	連携協定締結件数	12	10	9	10
	多様性社会の実現	産業振興課	審議会等の女性の登用率	24.3	25.2	28.6	28.8
	多文化共生社会づくりの推進	産業振興課	外国人住民向け広報回数	0	1	2	12
産業・経営	農林水産業経営の充実	産業振興課	認定農業者数	392	387	393	383
	農林水産業経営の充実	産業振興課	町外からの農業参入法人数（累計）	1	4	0	6
	農林水産業経営の充実	産業振興課	農業園芸に関するスマート農業活用件数	2	3	8	4
	新規就農者及び農業後継者の支援	産業振興課	新規就農者数（55歳以下）	6	9	14	17
	畜産の振興	産業振興課	新規畜舎建設数	0	2	3	2
	環境に配慮した農業の推進	産業振興課	バイオガス建設数	1	1	1	2
	商店街の活性化	産業振興課	ギャラリーしんとみ来客者数	4,326	5,000	4,055	7,000
	商工業経営の改善	産業振興課	商工業振興補助件数	10	15	18	15
	創業及び事業承継の促進	産業振興課	創業支援事業補助件数	1	4	7	4
	企業誘致の推進	産業振興課	誘致企業等認定企業数	1	1	4	1
	雇用の推進	産業振興課	町内雇用者数	6,650	6,550	6,794	6,500
	スポーツによる集客の推進	総合政策課	サッカースタジアム集客人数	2,409	35,000	28,116	60,000
地方創生	移住・定住の促進	総合政策課	移住希望者相談件数	—	10	9	20
	移住・定住の促進	総合政策課	在籍地域おこし協力隊員数	27	34	37	66
	空き家対策	総合政策課	空き家バンク制度マッチング件数	5	5	5	5
	関係人口の拡大	総合政策課	地域おこし協力隊インターーン制度利用者数	—	5	11	5
	交流人口の拡大	総合政策課	滞在人口率（休日・14時）	0.9	0.93	0.96	0.97
	地域コミュニティ活性化	総務課	自治会加入率	73.8	74.0	72.4	75.0

総務課

課長	山本 茂人
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	齊田 貴史
秘書広報室長	岡本 啓二
情報化推進室長	清 紀文

1. 総務課の役割

総務課は、職員係、行政係、危機管理係、秘書広報室秘書広報係、情報化推進室情報化推進係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【職員係】人事、給与に関すること。

【行政係】議会、法制執務、行政一般、行財政改革に関すること。

【危機管理係】危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関すること。

【秘書広報室秘書広報係】秘書広報広聴に関すること。

【情報化推進室情報化推進係】情報通信網の整備、行政情報システムに関すること。

2. 個別事業とその目標

① 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライ夫ラインの整備)

- ◆日向新富駅ホームのバリアフリー化を進めるため、改札口からホームに行くまでの平面交差化の詳細設計を行います。
- ◆日向新富駅のIC改札機等の導入に向けて、JR九州と協議を行います。

【評価】



【検証】

- ◇令和7年度の工事に向けて詳細設計に着手しています。
- ◇IC改札機の導入に向けて協議を進めています。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライ夫ラインの整備_1-ライ夫ラインの整備)

- ◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇検討を継続しています。

③ 消防体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_1-消防、救急)

- ◆防衛交付金事業を活用した消防装備の充実を行うため、防衛省へ要望活動を行います。

- ◆女性消防団員や機能別消防団員の人員体制や通信指令システムの活用について、東児湯消防組合と協議を行います。
- ◆消防団員の消防技術向上のため、各種訓練を行います。
- ◆消防団の機能維持のため、小型動力ポンプ積載車2台の更新を行います。
- ◆消防団員確保のため、出動手当の見直しを行います。
- ◆消防水利施設充実のため、防火水槽や消火栓などの修繕・新設の必要性を把握し、必要に応じて修繕・新設を行います。
- ◆東児湯消防組合と連携し、火災情報発信について定期的な試験を行い、有事の際に正確かつ素早い情報提供ができる体制を構築します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇防衛交付金事業を活用した装備充実について要望を行いました。 ◇消防団員確保のため人員体制を検討し、東児湯消防組合とのシステム活用について訓練を行いました。 ◇消防団の技術向上のため、規律訓練を8回実施しました。 ◇防衛省調整交付金を活用し、小型動力ポンプ付き積載車2台を更新しました。 ◇消防団員の出金手当の見直しを行いました。 ◇防火水槽や消火栓の修繕を適宜行いました。 ◇東児湯消防組合と共に情報を迅速に発信する体制を構築しました。

④ 救急体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_1-消防、救急)

- ◆迅速な救急活動に必要な体制づくりを支援するため、通信指令システムの運用について東児湯消防組合と協議を行います。
- ◆ドクターへリの運用について、関係機関と常に連絡ができる体制を確保し、離発着の安全確保と迅速な運行に努めます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇通信指令システムの運用について東児湯消防組合と協議しました。 ◇ドクターへリの運用について体制づくりを進めました。

⑤ 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆地域防災計画の見直しを実施し、災害種類ごとの動員配備体制を新たに作成します。
- ◆備蓄食料更新計画をもとに、アレルギー疾患をもった方や、高齢者でも食べやすい備蓄食料の充実を図ります。
- ◆地域防災の拠点となる消防機庫の建て替えに向け、建て替えのための実施設計を行います。
- ◆新田コミュニティセンター敷地内に防災倉庫を設置し、防災資器材の保管場所を確保し

ます。

- ◆浸水区域内の地区地域を対象とした避難訓練等を実施し、自助、共助による減災対策の啓発を行います。
- ◆自主防災組織や消防関係機関等と協力し、防災訓練を実施します。
- ◆個別避難計画の作成を推進するため、個別避難計画作成推進本部を設置します。
- ◆災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国や県等と連携を密にするための関係構築を行います。
- ◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。
- ◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を行います。
- ◆区長会等を通し、自主防災組織づくりのための情報を提供します。
- ◆自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。
- ◆地域における防災リーダーを育成するため、防災士養成研修の受講を推進し、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料の助成を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害種類ごとの動員配備体制を作成しました。 ◇アルファ化米や飲料水の備蓄数を増やしました。 ◇消防 6 部機械倉庫の新築に向けて実施設計を行いました。 ◇新設された新田コミュニティセンターの敷地内に防災倉庫を設置し、防災資機材を保管しました。 ◇大渕地区、舟津地区、瀬口地区等で防災講話や訓練を行いました。 ◇年間 14 回以上の避難訓練等を実施しました。 ◇個別避難計画作成推進本部を設置し、避難計画作成を進めました。 ◇国や県等との連携を密にするため関係構築を進めました。 ◇新たな指定避難所の確保を検討しています。 ◇定例の区長会で自主防災組織づくりの重要性や組織結成について説明しました。 ◇防災士養成研修の受講を推進し、新たに 17 名が防災士の資格を取得しました。

⑥ 防災体制の充実

(第 1 節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆地域と連携した防災訓練を行います。また、防災講話などを実施し、防災意識の啓発を行います。
- ◆洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、浸水区域内地域を対象とした防災講座を実施します。
- ◆気象台等の関係機関との連携を密に行い、早めの避難行動を促せるよう情報共有体制を構

築します。

- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、防災に関する情報の迅速な情報提供に努めます。
- ◆防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇地区等については年間9回の防災講話を実施しました。
- ◇大渕地区、舟津地区、瀬口地区などで講話や研修を実施しました。
- ◇気象台等の関係機関と連携して情報共有を進めました。
- ◇防災ラジオや屋外拡声子局等による情報提供を徹底しました。
- ◇メール配信サービスの登録を周知しました。

⑦ 防犯対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。
- ◆自主防犯活動団体への補助を行うことで、町民全体の自主防犯意識の向上を図ります。
- ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、被害防止のための講話をを行うことで、振り込め詐欺や空き巣等の被害に遭わないための啓発に努めます。
- ◆防災ラジオ等の広報ツールを利用して、定期的に防犯情報の配信を行います。
- ◆防災ラジオ、メール配信サービスを利用して、事件・事故等に関する情報を提供し、注意喚起を行います。
- ◆地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。
- ◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。

【評価】

○

【検証】

- ◇青色パトロール車による定期巡回を実施しました。
- ◇自主防犯活動団体に補助を行いました。
- ◇高齢者教室で講話等を行ないました。
- ◇高鍋警察署と連携し、定期的に防犯情報を配信しました。
- ◇事件・事故等に関する注意喚起を行いました。
- ◇防衛省調整交付金を活用し、80基の防犯灯設置工事を行いました。
- ◇防犯教室の要望がありませんでした。

⑧ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、警察署と協力し交通安全講話を実施します。
- ◆自主防犯団体と協力し、児童生徒の下校時間に合わせて通学路を青色パトロール車で巡回します。

- ◆交通安全運動期間に合わせて、街頭指導や啓発活動等を実施します。
- ◆各団体と連携し、児童生徒の登校時間や下校時間の見守りを行います。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故多発箇所や危険箇所等に関する情報提供に努めます。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故防止のため反射材の利用を促進します。
- ◆地域住民からの声をもとに、見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。
- ◆交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。
- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。

【評価】**【検証】**

- ◇高鍋警察署と協力し交通安全講話を行いました。
- ◇PTAと協力し、青色パトロール車で巡回を行いました。
- ◇春、秋の交通安全運動期間中は街頭指導を実施し、それぞれの運動期間中の啓発も行いました。
- ◇交通指導員 10名を任命するとともに、団体と連携して見守りを行いました。
- ◇広報環境を利用した事故多発箇所等の情報提供に努めました。
- ◇様々な講話の際に、反射材利用を促しました。
- ◇交通安全対策特別交付金事業を活用し、町内8カ所にカーブミラーを設置しました。
- ◇信号機や標識等の設置を警察署に要望しました。
- ◇路面標示等の要望があった箇所について、新設や交換を実施しました。

⑨ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆町内で行われるボランティア活動に関する広報啓発のため、広報誌での特集をはじめ、フェイスブックなどのSNS広報を行います。

【評価】**【検証】**

- ◇広報しんとみにおいて町内団体の活動の様子を紹介するなど広報を進めました。

⑩ 人権の尊重

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_1-人権の尊重)

- ◆人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を継続して開設するとともに、町内学校の

要請に応じ人権啓発活動を行います。

【評価】	【検証】
○	◇人権・なやみごと相談所を開設し、年間6回相談を行なうとともに、町内各小中学校6校を人権擁護委員が訪問し、人権啓発の作品募集依頼や子ども110番のPRを行いました。

⑪ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_2-多様性の尊重)

- ◆人権が尊重される社会の実現に向け、他自治体との情報交換を進め、さらなる取り組みについて検討を行います。
- ◆パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と情報交換を行い、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ◆障がい者の雇用を推進し、役場でチャレンジ雇用を継続して実施し、公務を通じた社会性の習得を促します。
- ◆さらなる女性の各種審議会等への積極的な登用を進めるよう、女性登用状況等の情報収集に努め、各課に周知を行います。

【評価】	【検証】
○	◇人権が尊重される社会実現に向け、他自治体との情報交換を進めました。 ◇宣誓制度を導入している自治体と情報交換しました。 ◇チャレンジ雇用を継続し、社会性の習得を促しました。 ◇令和4年度の各種審議会への女性登用率の目標25.2%に対して、26.8%となり、周知が進みました。

⑫ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆新富町ホームページの多言語化や外国人にも分かりやすいまちの表記に関して調査・研究を行います。
- ◆総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の提供方法や外国人に関する防災対策の推進等における調査研究を進めます。
- ◆多文化共生の意識を醸成するため、職員への研修の場の提供や広報を活用した異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催等に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	◇新富町ホームページの多言語化等については継続して検討中です。 ◇産業振興課と総合政策課が行なう外国人を対象にした日本語教室において交通安全や防災講座を実施しました。

⑬ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

- ◆転入者に対する自治会加入の魅力を発信するため、地区加入パンフレットの刷新を行います。
- ◆LINE 公式アカウントや防災ラジオ等多様な方法を活用し、自治会加入の広報を行います。
- ◆地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査を行います。
- ◆地区間交流に向けたアンケート調査を行います。
- ◆出身地区や在住地区の職員を配置し、文書配布だけにとどまることなく地区との連絡調整に努めます。

【評価】

△

【検証】

- ◇地区加入パンフレットの内容を逐次更新しています。
- ◇LINE や防災ラジオ等での広報はできませんでした。
- ◇地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査はできませんでした。
- ◇地区間交流に向けたアンケート調査はできませんでした。
- ◇地区担当職員の配置を見直し、災害時の連絡調整などを行なうよう配慮しました。

⑭ 長期総合計画の実現性の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆限られた人材を最大限に生かすため、職員の自己研鑽の機会の創出と組織活性化に向けた取組を進めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇市町村職員研修センターが主催する 36 講座に対し 132 名が参加し、町独自研修に延べ 395 名が参加しました。

⑮ 行政運営の効率化

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆本格的な地方分権時代を迎えており、大きく変化する社会情勢に対応していくために効率的な行政改革を進めます。
- ◆業務処理状況を可視化し、業務量に応じた職員配置に取り組みます。
- ◆庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却を図るため、組織力向上につながる職場間の連携を推進します。
- ◆行政サービスのスリム化に努めるため、民間委託等を活用した事務の集約を推進します。
- ◆増大する町民ニーズに応えるため、社会情勢に応じた行政機構の見直しの必要性について適宜検討を進めます。
- ◆町民サービス向上のため、外出先でも電話対応可能なクラウド型電話の試行を行います。

【評価】

【検証】

○

- ◇効率的な行政改革のため、取組を工夫しました。
- ◇業務量に応じた職員配置のため、人事異動を行いました。
- ◇三層分離を見直し内部情報システムの更新により職場間の迅速な情報連携を推進しました。
- ◇行政サービスのスリム化のため、必要に応じて民間委託を行いました。
- ◇行政機構の見直しを適宜検討しました。
- ◇クラウド型電話の試行を行いました。

⑯ 行政のデジタル化推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆高齢者のスマート教室を開催し、高齢者のデジタルの活用を推進します。
- ◆現行システムと標準仕様との機能の比較分析(Fit&Gap分析)整理を行い、標準準拠システムにあわせた業務フローを作成します。今年度は税、介護、障害福祉を対象に取り組みます。
- ◆RPAやEXCEL等の操作習得のため研修会を開催し、職員の人材育成に取り組みます。
- ◆書面・押印・対面による行政手続方法の見直しに伴う例規整備を行います。
- ◆26業務(子育て関係15業務、介護関係11業務)について、オンライン化を行います。
- ◆AI議事録を導入し、議事録作成業務に係る時間・労務の削減を推進します。
- ◆在宅勤務実施要領の改正を行い、場所を問わない柔軟な働き方を検討します。

【評価】

○

【検証】

- ◇民間事業者と連携し、高齢者のスマート教室を行いました。
- ◇税、介護、障害福祉を対象に業務フローを作成しました。
- ◇パソコン(EXCEL)研修を実施しました。
- ◇行政手続方法の見直しに伴う例規整備を行いました。
- ◇26業務についてオンライン化を実施しました。
- ◇議事録作成に係る時間・労務の削減を推進しました。
- ◇在宅勤務実施要領を改正し、実務に対応できるよう環境整備しました。

⑰ 開かれた行政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆町広報誌に加え、防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させ自然に情報が入るように取り組みます。
- ◆Sあぷ！やLINE、フェイスブックを活用し、幅広い世代に対応した情報を提供します。
- ◆誰にでも優しい行政サービスについて調査・研究を行います。
- ◆他の自治体の取組を参考に、行政保有データのオープン化を行います

- ◆人材育成基本方針に従い、町民福祉のさらなる向上を目指すため、時代の変化に対応し得る人材の育成を行います。
- ◆業務遂行する上で職員同士のコミュニケーションを図ることは不可欠であり、健康でより豊かな生活ができるように仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれる環境整備に取り組みます。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇町広報誌や防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させました。 ◇それぞれの SNS ツールを活用して情報発信しました。 ◇行政サービスの調査・研究を進めました。 ◇行政保有データのオープン化に向け、データ共有を進めました。 ◇人材育成のため、各種研修への参加を推奨しました。 ◇職員の仕事と家庭の調和を図るため環境整備に取り組みました。

⑯ 広域的な行政連携

(第 6 節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ◇西都児湯の1市5町1村で連携を強化し、執行機関や付属機関の共同設置を行い、効率的な行政運営を行いました。

総合政策課

課長 有馬 義人
 課長補佐 清 菜穂子
 スポーツ観光推進室長 (兼)有馬義人

1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とスポーツ観光推進室で構成されています。

業務内容は次のとおりです。

【企画政策係】 第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 地方創生総合戦略に伴う事業、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進などの役割を担っています。

【スポーツ観光推進室】 サッカーを中心としたまちづくりを目指し、スポーツ観光事業を推進しています。

サッカースタジアムの指定管理、防衛省補助を活用した屋外運動場（フットボールセンター）の整備、J3所属のテグバジャーロ宮崎との連携事業や、女子サッカーチームの活動を進めるNPOを支援しています。

2. 個別事業とその目標

① 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境 _I-ライフルインの整備 _1-ライフルインの整備)

- ◆近隣市町村や県と連携し、バスなど既存の公共交通機関の効果的な運用が図られるよう、民間交通事業者への運行助成など財政支援を継続して行います。
- ◆町営公共交通(コミュニティバス及び乗合タクシー)の安全かつ快適な運行を行うとともに、民間交通事業者等との連携を密にし、公共交通の利便性の向上に向けた調査を実施します。
- ◆町民の通院等に合わせた町営公共交通と各種公共交通との接続を考慮した運行を行います。あわせて、通勤・通学に合わせた接続について、検討を行います。
- ◆利用者の声等を参考に、随時、乗合タクシーの停留所の増設や位置の見直しを行います。
- ◆乗合タクシーの運用について、予約状況を把握し、次年度以降の運行台数の適正化について把握を行います。
- ◆コミュニティバスの運行状況を広く、どこでも知ることができるよう、利用に関する広報手段の拡大について検討を行います。

【評価】



【検証】

◇広域的バス路線運行費補助金（16,161,000円）に交付し、三納代

線、一丁田線の運行を継続しました。

定期路線バス運行費補助金（1,593,000円）を宮崎交通に交付し、宮交シティ～高鍋線、宮交シティ～木城温泉館湯らら線の運行を支援しました。

◇利用者の声を反省させ、民間交通事業者との連携を密にした交通体系を維持すべく、令和5年度において総合交通計画を策定するよう予算を計上しました。

◇利用者の声を参考に停留所を5カ所増設しました。

◇コミュニティバスの運行について、東回り西回りの相互運行を行なうよう準備しました。

② 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境 _II-暮らしの安全安心 _3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証を返納した65歳以上の町民に対し、タクシー初乗り回数券15回分、コミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券100回分の支援を行います。

【評価】



【検証】

◇令和4年度は44名の方にタクシー初乗り回数券とコミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券を交付しました。

③ 土地利用

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _1-土地利用)

◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。

◆町内へ移転・新設を希望する企業に対し、積極的な誘致を行うとともに、周辺の土地利用とも調和がとれるように調整します。

◆三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。

◆企業誘致の際に、企業の希望を伺いながら土地のあっせんを行うなかで、当初の目的を失った公共用地の活用も念頭に置いた活用策を検討します。

【評価】



【検証】

◇誘致企業の物流センターへの侵入道路について、生活道路との調和がとれるよう道路改良を行いました。

◇三納代地区地域活性化エリアの一部において農業研修施設と農畜産物直売所として活用するよう事業調整しました。

◇旧上新田小学校跡地については一部を除き、企業誘致を行なうよう方向性を示しました。

④ 公園・緑地の整備

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _3-公園・緑地の整備)

- ◆令和4年度中に屋外運動場を完成させ、令和5年度からの運用開始に向け、管理体制を整えます。

【評価】	【検証】
------	------

○	◇令和5年度からの5か年間において、新富町フットボールセンターの指定管理を宮崎県サッカー協会に委任できるよう、作業を完了させました。
---	--

⑤ ボランティア団体との協働の進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)

- ◆町とともに、協働のまちづくりを促進する活動を行うボランティア団体を含めたまちづくり団体に対し、まちづくり補助金による財政支援を行います。

【評価】	【検証】
------	------

△	◇新型コロナウイルス感染症の影響等により、まちづくり補助金については、一般枠1団体、スタート事業枠1団体への交付に留まりました。
---	--

⑥ 民間との協働の進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)

- ◆実現可能な地域活性化の取組を推進するため、より具体的な協業を念頭においていた事業展開を想定した民間との連携協定を推進します。
- ◆企業版ふるさと納税特例期間終了までの3年間を見据え、事業開始している案件やこれから実施しようという案件の効果的な運用を計画的に行うよう関係各課と調整しながら、企業版ふるさと納税を活用した事業の実施を推進します。

【評価】	【検証】
------	------

○	◇令和4年度は8件の連携協定を締結しました。
---	------------------------

	◇28社から5事業に対し、3億2,013万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただき、事業を推進することができました。
--	---

⑦ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重 _2-多様性の尊重)

- ◆男女共同参画の着実な実現に向けて、第3次男女共同参画計画を策定するとともに、男女共同参画推進条例の施行を行います。
- ◆さらなる女性の各種審議会等への積極的な登用を進めよう、女性登用状況等の情報収集に努め、各課に周知を行います。
- ◆男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動を行います。

【評価】	【検証】
------	------



- ◇第3次男女共同参画計画を策定しましたが、条例施行には至りませんでした。
- ◇各種審議会等の女性登用を周知した結果、28.6%に向上しました。
- ◇宮崎県男女共同参画センターの機関紙や事業案内を町内公共施設などで配布するなど、情報の提供に努めました。

⑧ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。
- ◆外国人住民を対象とした日本語教室を開催します。
- ◆総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の提供方法や、外国人に関する防災対策の推進等における調査研究を進めます。
- ◆多文化共生の意識を醸成するため、職員への研修の場の提供や広報を活用した異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催等に取り組みます。
- ◆やさしい日本語をとりいれた外国人住民向けのくらしの便利帳を作成します。

【評価】



【検証】

- ◇講習会の開催にはいたりませんでした。
- ◇日本語教室を4回開催し、31名の外国人住民の参加がありました。
- ◇日本語教室において防災学習を行いました。
- ◇職員研修や広報での実施にはいたりませんでした。
- ◇くらしの便利帳を作成しました。

⑨ 企業誘致の推進

(第4節-産業・経済_II-商工業、工業_2-企業誘致)

- ◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。
- ◆西都児湯企業立地推進協議会と連携し、企業の参入情報を収集するとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携して企業との接触機会を創出します。
- ◆時代に沿った運用ができるよう、隨時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。
- ◆企業が活用できそうな土地周辺の環境整備も必要に応じて行えるよう、関係各課と連携した企業誘致を進めます。

【評価】



【検証】

- ◇2件の誘致企業を認定することができました。

- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構の行う企業向けのイベントに参画して町をPRしました。
- ◇企業立地促進条例の改正を検討しました。
- ◇各課と連携し土地の照会などを工夫しました。

⑩ 観光資源の整備・充実

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆令和4年度中に屋外運動場を完成させるとともに、産業振興課が計画する農産物直売所や生涯学習課が計画する三納代コミュニティ広場改修と連携し、エリア全体の活用が図れるよう調整を行います。
- ◆令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、地域おこし協力隊などがすすめる合宿誘致などにつながる運用を推進します。

【評価】

○

【検証】

- ◇新富町フットボールセンター（屋外運動場）については予定どおり年度内に完成し、農畜産物直売所については設置について調整ができました。
- ◇新富町宿泊交流施設は本格的な運用を開始しましたが、10組279名の宿泊に留まりました。

⑪ スポーツによる集客の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆フットボールセンター供用開始に向け、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や、町内での合宿等への誘致につながる準備を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇新富町フットボールセンターの運用については宮崎県サッカー協会への指定管理委任を決定し、施設の貸出についても調整しました。

⑫ 観光PRの推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆九州Jリーグホームタウン連携会議に参画し、町PRを積極的に行うとともに、ホーム戦でのスタジアム集客を支援し、町を訪ねる交流人口を拡大させ、経済効果につながる取り組みを行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇九州Jリーグホームタウン連携会議に参加し、テグバジャーロ宮崎と連携し、九州だジェイの取り組みを進めました。

⑬ 移住・定住の促進

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。
- ◆移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報手段確立に向けた検討を行います。
- ◆ワンストップで移住希望者の相談に対応できるよう、スムーズに必要な情報の収集を行います。
- ◆今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図るため、地域おこし協力隊のコーディネート委託事業者と連携をはかり、試験的な取り組みにチャレンジしようとする地域おこし協力隊を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇空き家バンクリフォーム補助金や子育て支援の充実について宮崎県の専用ホームページや町観光パンフに掲載するなどして周知を進めました。
- ◇総合政策課と産業振興課が連携して相談に対応しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と合同会社町子屋に業務委託を行い、募集及び支援を進めました。

⑭ 空き家対策

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆積極的な広報を強化し、空き家管理者への空き家バンクへの登録を勧め、利用者のニーズにあわせられるよう利用者からのより具体的な聞き取りを行います。
- ◆空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を行います。
- ◆遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについて関係各課と協力して対応策を検討します。

【評価】



【検証】

- ◇空き家バンク登録物件のうち5件が成約し、3件に対し3,200,000円のリフォーム補助金を交付しました。
- ◇空き家バンクに登録のあった物件を町HPにアップしています。
- ◇検討を継続しています。

⑮ 関係人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆新富町への移住に興味を持ち、地域おこし協力隊への応募を検討する方を対象に、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで地域おこし協力隊の採用に繋げるとともに、地域おこし協力隊への応募につながらなかった人

と関係人口拡大に繋げられるよう地域おこし協力隊インター制度の導入を行います。

- ◆令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した新富町宿泊交流施設(旧富田小学校追分分校)において、関係人口拡大につながるよう、その運用を支援します。
- ◆町に関係する方との交流機会を重視し、トップセールスによる企業誘致や町との協業につながるよう、接触機会を創出します。
- ◆ふるさと納税の寄附にあわせ、町の情報を知ったり、足を運んでみようと思ったりできるよう、PRサイトや返礼品同封パンフなどを工夫します。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年度中に7名の地域おこし協力隊員が着任し、11名のインターン生を受け入れました。
- ◇新富町宿泊交流施設の運用に対し補助金を交付し支援しました。
- ◇企業版ふるさと納税の寄附等のため、福岡県や東京都にトップセールスを実施しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携し、ふるさと納税寄附のPRを行いました。

⑯ 交流人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が構築した体験型観光パッケージを修学旅行や企業研修、外国人観光など、広い分野で活用できるよう支援します。
- ◆令和3年度に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した「新富町宿泊交流施設」の運用を支援し、サッカーを中心とした大会や合宿誘致のほか、ワーケーション活用などを促します。
- ◆フットボールセンター供用開始に向け、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や町内での合宿等を誘致し、町を訪ねる交流人口を拡大させる準備を行います。
- ◆令和4年度から地域活性化起業人制度を活用し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。

【評価】



【検証】

- ◇地方創生推進交付金を活用し、企業や学校にPRしました。
- ◇地方創生推進交付金を活用し、実験的な合宿誘致を行いました。
- ◇新富町フットボールセンターを宮崎県サッカー協会に指定管理を委任し、令和5年度からの運用を準備しました。
- ◇株式会社ぐるなびと連携協定を締結し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに情報発信に取り組みました。

⑯ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

- ◆まちづくり補助金のスタート事業枠・ステップアップ事業枠における支援を通じ、自発的に地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を行う団体を支援します。
- ◆新たに補助金枠を創設し、自発的に地域を活性化する取組を継続して行うまちづくり団体の活動やイベントの開催を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇まちづくり補助金については、新型コロナウィルス感染症の影響から、一般枠1団体、スタート事業枠1団体への補助金交付に留りました。
- ◇次世代に伝えつながる事業応援補助金を創設し、継承事業枠を2団体と大規模イベント枠1団体に補助金を交付しました。

⑰ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇放置竹林を伐採し、肥料や飼料に活用する新ビジネスを開拓する大和ホールディングスを誘致企業とし支援することとなりました。

⑱ 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆地域活性化起業人制度等を活用して行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】



【検証】

- ◇株式会社エーアールシーと株式会社ぐるなびの2社と連携協定を締結し、地域活性化起業人制度によりそれぞれ1名の社員を派遣していただき、事業を開拓しました。

⑲ 長期総合計画の実効性の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営)

- ◆基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画を本計画書でうたい公表するとともに、翌年度には、前年度の検証を行い公表します。
- ◆限られた人的資源を生かすため、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年度の計画を7月に公表し、令和3年度の検証を9月に公表

しました。

◇本検証をもとに各課の事業内容の進捗の自己点検を促しました。

㉑ 広域的な行政連携

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。

【評価】



【検証】

◇広域的な行政連携について検討しました。

㉒ 公共施設の適正管理

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の縮減を図るため、新規の公共施設建設については、PPP/PFIや指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用します。

【評価】



【検証】

◇指定管理者制度導入を積極的に行いました。

新規：新富町フットボールセンター

更新：新富町福祉学習等供用施設

新富町温泉健康センターサン・ルピナス

㉓ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】



【検証】

◇新富町温泉健康センターサン・ルピナスの指定管理者公募に際し、

入浴料の変更等に検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少を考慮し、変更は行いませんでした。

財政課

課長 山本 明子
課長補佐 黒木 崇

1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政運営の効率化

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

◇新規事業については政策会議での議論を経た上で予算査定するなど複眼的な検討を行いました。また、補助金については、新富町補助金等検討審査会において、本町の補助金ガイドラインに基づき意見聴取を行い、適正化に努めた予算査定としました。

② 公共施設の適正管理

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆公共施設の適正管理に努めるため、新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進めます。

◆維持管理の削減に努めるため、既存施設の計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を行います。

【評価】

○

【検証】

◇公共施設の新設においては、複合化を積極的に進めるよう施設管理課を指導しました。
◇予算査定において施設管理課に改修等の計画を提示するよう求めました。

③ 安定的な財政運営

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_1-行財政運営_2-財政運営)

- ◆新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、補助金の適正化を推進します。
- ◆行政コストの縮減を図るため、民間活力の活用を推進します。
- ◆活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減に取り組みます。
- ◆短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。
- ◆各課の実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。
- ◆わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇新富町補助金審査会で審議し、適正化を進めました。 ◇行政コストの縮減のため積極的に民間事業者との連携協定を締結しました。 ◇遊休財産については売却を視野に担当課と調整しました。 ◇大型事業については長期的な財政負担を考慮し事業調整しました。 ◇各課の実施計画（検証）等による事業評価も参考に予算査定を行いました。 ◇しんとみ財政情報を2回公開しました。

④ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_1-行財政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。
- ◆各種補助制度などの積極的活用を推進します。
- ◆世代間の公平性に配慮し、地方債の活用に取り組みます。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和4年11月に『使用料の見直しに関する基本方針』を策定し、予算査定において、施設管理課に対し、使用料や手数料の見直しを促しました。基本方針を基準とし、生涯学習課が管理する公民館施設や体育施設において「公共施設予約システムを導入するとともに、施設使用料の改訂を行いました。 ◇防衛省補助以外にも各種補助金や、企業版ふるさと納税等の活用を促しました。 ◇世代間の公平性を配慮し有利な地方債の活用を調整しました。

基地対策課

課長

甲斐 雅啓

課長補佐

竹内 直也

1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 騒音対策

(第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買い入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。
- ◆令和4年4月から対象となった、第1種区域内の80W以上の区域に所在し平成15年8月29日までに建築され、住宅防音工事希望届が出された住宅に対する防音工事が早期に着工できるよう国に強く要望します。
- ◆住宅防音工事や建具・空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。
- ◆航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域に、テレビ受信料、空気調和機器電気料の一部を助成します。

【評価】



【検証】

- ◇対象区域拡大について国に強く要望しました。
- ◇住宅防音工事希望届が出された住宅に対する工事を早期に着工できるよう要望を継続しました。
- ◇待機世帯の早期解消や待機期間の短縮を図るよう強く要望しました。
- ◇テレビ放送受信料補助金は927戸に、激甚地区空調機器電気料補助金は995戸に交付しました。

② 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_III-基地対策_1-基地周辺対策)

- ◆在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練が行われる場合には、関係機関と連携して情報を収集し、町民の不安解消と安心安全の確保に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年11月8日から18日の間に在日米軍再編に係る新田原基地への訓練移転があり、米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関

する連絡協議会において情報確認を行いました。

③ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_II-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

◆自治公民館運営補助金による、自治公民館の円滑な活動を支援します。

【評価】



【検証】

◇町内 63 地区に対して自治公民館運営補助金を交付しました。

税務課

課長	平井 康博
課長補佐	河野ゆかり
課長補佐	税田 智久
課長補佐	工藤 貴之

1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】住民税（個人・法人）、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】税収納に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 国民健康保険制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_1-国民健康保険制度の安定運営)

- ◆税負担の公平性の実現に向けて、法令に基づき徴収を行い、収納率 96.7%以上を目標とし財源確保に努めます。
- ◆把握した情報をもとに、公正公平な国民健康保険税の課税を行います。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年度については収納率 97.09%となりました。
- ◇法的手続きを基づき課税事務を実施しました。

② 後期高齢者医療制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_2-後期高齢者医療制度)

- ◆後期高齢者医療制度の安定のため、99%超で推移している現年度後期高齢者医療保険料収納率を維持し、収納率 100%を最終目標に財源の確保に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年度については収納率 100%となりました。

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

- ◆口座振替の推進を図るため、町税等のWeb 口座振替システムを導入します。

◆Web 支援システムによる口座振替等を推進することで住民の利便性の向上を図り、円滑な収納事務に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

◇Web 口座振替システムを導入し、24 時間 PC・スマホから口座振替の申込みができるようになり、円滑な収納事務を行うことができるようになりました。

町民課

課長 井下 喜仁
課長補佐 宮崎 智恵美

1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者の安全安心の確保

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯、交通安全、消費者行政)

- ◆正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。あわせて、成年年齢引き下げに伴う各種啓発を推進します。
- ◆県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や年4回広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<p>◇消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載して周知しました。</p> <p>◇消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。</p>

② 国民年金の充実

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_3-国民年金)

- ◆若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年4回広報誌等による年金制度の広報啓発を行います。
- ◆国民年金の未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携し、未加入者・未納者ゼロにつながる取組を進めます。
- ◆国民年金加入者の受給権を確保するため、相談業務を充実させる取り組みを行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	<p>◇国民年金制度の理解を深めていただくとともに、保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に情報を掲載しました。また、年金事務所と連携して未加入者・未納者への周知を行なうとともに、来庁時に加入記録の照会や保険料納付額の確認を行いました。</p>

いきいき健康課

課長	稻田 真由美
保健相談センター所長	押川 美香
課長補佐	壱岐 文登
課長補佐	長友 令子
課長補佐	白瀧 日登美

1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、健康推進係、国保健康保険係、後期高齢者医療係で構成され、1. 保健・栄養指導 2. 母子保健事業 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆母子保健の充実のため、妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診の助成を行います。
- ◆母子保健の充実のため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、離乳食教室を行います。
- ◆母子保健の充実のため、必要に応じて産後ケア事業やフォローアップ事業を行います。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。
- ◆健康に関心を持ち、健康の維持・管理ができるよう、国民健康保険加入の20代を「わかば健診」、30代を「みづば健診」として若い世代を対象とした特定健診を行います。
- ◆保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、はつらつ健康基金を活用して、次の①～③の方を対象にがん検診を無料で行います。
①65歳以上の方、②31歳(子宮頸がんのみ)・41歳・51歳・61歳(肺がんCT及び前立腺がんは51歳、61歳)の方、③特定健診等を5か年(平成29年度～令和3年度)継続して受診している方
地域の特性に応じた保健活動を行うため、健診結果や医療費等のデータを活用した分析を行います。
- ◆高齢者健康づくり対策のため、「すこやか高齢者健診」の受診機会を生活習慣病の早期発見につなげ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸につながる支援を行います。
- ◆40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に町が費用を一部助成し、町内の歯科医院で歯周病検診を行います。

【評価】

○

【検証】

◇妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診の助成を行いました。

	助成回数	実受診数(人)	延受診数(人)
妊婦	14	162	1,168
乳児健康診査	2	145	219
新生児聴覚検査	1	98	98
産婦健診	2	110	203

◇赤ちゃん訪問や乳幼児健診、離乳食教室を下記のとおり実施しました。

	対象者数	訪問数(人)	訪問率
赤ちゃん訪問	115	112	97.4%

	回数	対象者数	受診者数(人)	受診率
乳児健診（6～7か月児）	7	144	142	98.6%
1歳6か月児健診	6	120	118	98.3%
3歳児健診	6	100	98	98.0%

	回数	参加者数
赤ちゃんもぐもぐ教室（離乳食教室）	6	95

◇産後ケア事業とフォローアップ事業を下記のとおり実施しました。

	実施実人数(人)	実施延べ回数(回)
産後ケア事業（アウトリーチ）	11	39

	実施回数(回)	参加実人数(人)	延人数(人)
産後ケア事業（デーサービス）	24	42	93

	要フォロー(人)	要保護対象者(人)
赤ちゃん訪問時のフォロー	10	6

◇地域に出向いての健康教室や栄養指導を下記のとおり実施しました。

	回数	参加者数(延)
総合健康相談	随時	9
高齢者受給者証交付説明会時講話	12	66
特定保健指導教室	2	102
一般健康教育	2	16

	回数	参加者数
健康づくり食育事業：指導及び講習	56	56
健康づくり食育事業：栄養講話	1	14
食生活改善推進員：調理実習研修会	6	52
食生活改善推進員：活動	22	263

◇「わかば健診」（20代）、「みつば健診」（30代）を下記のとおり実施しました。

	対象者数	受診者数(人)	受診率
わかば健診（20代対象）	195	9	4.6%
みつば健診（30代対象）	303	50	16.5%

◇はつらつ健康基金を活用して対象者ががん検診を無料で実施し、健診結果や医療費等データを活用した分析しました。

◇すこやか高齢者健診を下記のとおり実施しました。

	被保険者	対象外者数	健診受信者数	受診率
すこやか高齢者健診	2,710	663	472	23.06%

◇歯周病健診を下記のとおり受診がありました。

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
40歳	183	12	6.6
50歳	232	14	6.0
60歳	211	14	6.6
70歳	261	16	6.1
合計	887	56	6.3

② 町民の健康を守る取組の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆町民の健康を守るため、保健センターだよりや様々な機会を通じて、感染症を予防する生活習慣や予防接種について啓発を行います。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにある人が、食を通した健康づくりを実践できるよう支援します。
- ◆健康意識の向上のため、健診会場等で保健指導に関する情報を掲示し、健康意識向上のための働きかけを行います。

【評価】



【検証】

- ◇保健センターだよりを6回発行し全戸配布しました。
- ◇特定保健指導教室を2回、一般健康教育を2回実施し、栄養講話を1回実施しました。
- ◇食生活改善推進員活動は22回実施し、263名の参加がありました。
- ◇健診会場等で保健指導に関する情報を掲示して周知しました。

③ 感染症対策の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆感染症予防のため、感染症に罹ることを予防するとともに、罹患しても重篤にならないように、年代等に応じて必要な各種予防接種の助成を行います。
- ◆感染症を予防する生活習慣や知識の普及のため、保健センターだよりを発行します。また、新型コロナワクチン接種についても、保健センターだよりや町ホームページ等にて適宜情報発信を行います。

- ◆新型コロナウイルスを含む感染症等の感染予防対策について、各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策を行います。
- ◆結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払い、65歳以上の方を対象に結核検診を無料で行います。
- ◆新型コロナウイルスを含む感染症の感染予防対策として、医療機関や介護、社会福祉施設に対して、感染予防対策に必要な備蓄品の購入費用の一部助成を行います。

【評価】	【検証】
○	<p>◇年代毎に応じて必要な各種予防接種の助成を行いました。</p> <p>◇保健センターだよりを発行し新型コロナウイルスワクチン接種についても適宜情報発信を行いました。</p> <p>◇各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策を行いました。</p> <p>◇結核に関する周知広報を行い、65歳以上の方 3,533名を対象に結核検診を無料で行いました。受診者は、1,787名でした。</p> <p>◇新富町感染症対策備蓄品購入事業補助金を20事業所に計1,332千円を交付し、医療機関等緊急経済対策給付金を27事業所に計1,350千円交付しました。</p>

④ 地域医療体制の整備

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めます。
- ◆かかりつけ医を持つことを推奨し、県及び地域の医師会と連携しながら、適切な地域医療体制づくりを進めます。

【評価】	【検証】
○	<p>◇関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めました。</p> <p>◇かかりつけ医を推奨し、医師会と連携し適切な地域医療体制づくりを進めました。</p>

⑤ こころの健康を守る取組の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり・医療_2-こころの健康づくり)

- ◆生きることの包括的な支援のため、自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために「行動」「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるよう広報啓発を行います。
- ◆こころの健康意識を図るため、保健センターだより等による啓発を行い、相談や見守り体制づくりを進めます。
- ◆精神保健に関する理解促進のため、様々な機関と連携しながら、適正な医療につなげるよう支援します。

【評価】	【検証】

○

- ◇9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間に保健相談センターだよりで広報啓発を行いました。
- ◇相談（延22件）、訪問（延13件）、電話（延べ50件）を行い、相談内容により適正な医療につながるよう支援しました。

⑥ 自殺対策事業

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_2-こころの健康づくり)

- ◆自殺対策計画に基づき、計画的に様々な自殺対策に取り組みます。
- ◆地域や自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。
- ◆保健センターだより等を通じて、悩みを抱えた人々の周りの気づきに対する啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇近年の本町における自殺の状況から、自殺対策週間（9月）自殺対策月間（3月）に保健センターだよりを通じて自殺予防啓発を行いました。また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来院による相談や電話相談などにも対応しました。

⑦ 国民健康保険制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_1-国民健康保険)

- ◆国保連合会による一次点検に加え、レセプト点検員による二次点検を継続して行います。
- ◆ジェネリック医薬品の積極的な使用について広報を行うとともに、多受診・重複受診者への訪問指導を行います。
- ◆重症化予防のため、特定健診未受診者への受診勧奨及び生活習慣病のハイリスク者への脳ドック受診勧奨を行います。
- ◆国民健康保険制度や財政状況に関する周知広報のため、国保だよりの発行を行うとともに、70歳到達者への説明会も行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇レセプト点検員による二次点検を継続しました。
- ◇ジェネリック医薬品の積極的な使用を広報し、多受診・重複受診者に対し、自宅訪問2件、電話4件で指導を行ないました。
- ◇脳ドック助成事業は197名に対し4,797,000円を助成しました。
- ◇国保だよりを発行し、70歳到達者への説明会も開催しました。

⑧ 後期高齢者医療制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_2-後期高齢者医療制度)

- ◆制度に対する市民の理解促進のため、後期高齢者医療新規加入者に対し制度内容や保険料等について説明会を実施します。
- ◆地域の健康課題や個々の結果を分析し、「すこやか高齢者健康診査」の積極的な受診勧奨を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇後期高齢者医療新規加入者に対し制度内容や保険料等について説明会を開催しました。 ◇すこやか高齢者健診の受診勧奨を行い、472名（受診率23.06%）となりました。
-----------	---

⑨ 相談支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉)

- ◆乳幼児健診において、健康診査の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を実施します。また、家庭での養育に対する支援を行います。
- ◆出産後、専門的な支援が必要な産婦等に対し、産後ケア事業（アウトリーチ型、デイサービス型）を行います。あわせて、それぞれの状況に応じて電話相談や訪問を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇令和4年度新規事業として、出産・子育て応援事業を実施し、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施しました。 ◇産後ケア事業（アウトリーチ型）は11名（実）の産婦に対し39回専（延）、産後ケア事業（デイサービス型）は24回開催し、42組（延）の母子に対し、専門的なケアを実施しました。
-----------	---

⑩ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉)

- ◆年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が行えるよう、成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を行います。
- ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対してフォローアップ教室のびのびランドにて、音楽療法・ことばの相談・発達相談を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇電話相談や面談・訪問等を実施しました。 ◇のびのびランドは年間12回開催し、25名の方が延べ51名参加しました。
-----------	--

⑪ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V 子ども・子育て支援_1 子ども・子育て支援)

- ◆子育て世代包括支援センター「まるる」にて、妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を行います。
- ◆乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。

【評価】 ○	◇子育て世代包括支援センター「まるる」にて、母子保健事業を展開しました。
-----------	--------------------------------------

	◇保育園幼稚園巡回訪問は11園に対し延べ13回、256名（延）の園児の様子を見て、保育アドバイスを行いました。
--	---

⑫ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。
- ◆就学前に町内保育園・幼稚園訪問を実施し、情報共有を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。

【評価】



◇保育園幼稚園巡回訪問は11園に対し延べ13回、256名（延）の園児の様子を見て、保育アドバイスを行いました。

⑬ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆要保護児童等について、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が、子育て世代包括支援センター「まるる」や教育委員会等と連携を図り、情報共有・ケース会議を実施し、子育て世代への支援体制を整えます。

【評価】



◇こども家庭総合支援センター「パプリカ」、子育て世代包括支援センター「まるる」と教育委員会で連携し、各ケース毎に支援協議を行い対応しました。

⑭ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆子育て世代包括支援センター「まるる」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を月1回開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】



◇ケース会議を開催し、要保護対象者の情報共有と支援を行いました
◇各関係機関の要請により、要保護児童対策地域協議会に参加し対応を協議しました。

⑮ 虐待防止

(第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。
- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を行います。

【評価】

◇関係機関と連携して虐待の疑いがある家庭の情報提供を行いました

<input type="radio"/>	◇虐待防止のため状況に応じた情報共有を進めました。
-----------------------	---------------------------

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】



◇ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発を行いました。

⑰ 多様性社会の実現

(第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_2-多様性の尊重)

- ◆母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりのため、あかちゃん訪問事業や産後ケア事業を行います。

【評価】



◇あかちゃん訪問事業は、対象者 115 名に対し 112 名を訪問するこ

とができました。

産後ケア事業(アウトリーチ型)は、11 名（実）の産婦に対し 39 回（延）、産後ケア事業（デイサービス型）が 24 回開催し、42 組（延）の母子へ専門的なケアを実施しました。

福祉課

課長	比江島信也
課長補佐	甲斐 義人
課長補佐	岩村 薫
健康長寿推進室長	後藤 朋巳
室長補佐	海野 久代

1. 福祉課の役割

福祉課は、社会福祉係、児童福祉係、子育て支援係、健康長寿推進室（高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係、地域包括支援センター）で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【社会福祉係】障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護に関する業務を担っています。

【児童福祉子育て支援係】児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関する業務を担っています。

【高齢者福祉係】高齢者福祉保健に関する業務を担っています。

【介護保険係】介護保険事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターに関する業務を担っています。

【地域包括ケア推進係】地域支援事業に関する業務を担っています。

【地域包括支援センター】高齢者ができる限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。

◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を行います。

【評価】

△

【検証】

◇新型コロナウイルス感染流行により介護施設との直接の接触を極力避けたため、新たな避難指定所確保には至りませんでした。

② 地域ケアシステムの構築

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指し、地域ケア推進会議を開催します。
- ◆包括支援センターや居宅介護支援事業所が抱える症例を通じ、地域課題の把握や支援方法を検討する地域ケア個別会議を開催します。
- ◆地域の支え合い活動における地域課題を把握するため、生活支援コーディネーターを中心となり、地区座談会を実施します。

【評価】

△

【検証】

- ◇地域ケア推進会議は、新型コロナウイルス感染拡大のため集合開催はできませんでした。新富町の高齢者の現状と地域課題への取り組について書面にて委員に報告を行いました。
- ◇地域課題の把握や支援方法、類似事例への活用を把握するため、地域ケア個別会議を10回実施し、21件の事例を検討しました。
- ◇住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催するなどして情報収集し、新たな地域資源の発掘を行いました。

③ 介護予防・健康づくり

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を目指し、フレイル高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象とした、リハビリテーション専門職等の関わりによる、元気を取り戻すための短期集中的なプログラムを行います。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除、洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供を行います。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供を行います。
- ◆生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターや町民と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題検討を行います。
- ◆高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付や支援等のサービスを提供します。
- ◆介護予防を推進していくため、住民主体の通いの場を充実させる取り組みを行います。
- ◆居場所づくりを推進するため、継続して居場所の周知活動を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携し、立ち上げの機運を高める地域づくりを行います。
- ◆生活習慣病重症化予防のため、国保データベース(KDB)システムから抽出した訪問健康支援対象者に対し、保健医療専門職による訪問健康支援を行います。また、必要に応じて医療機関への接続を行います。
- ◆訪問健康支援対象者及び検診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じた地域包括支援センターや地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を行います。

【評価】 ○	【検証】
	<p>◇週1回6か月間のプログラムである通所型サービスC（委託先：(株)WONDER未来図）を実施し、機能改善した方は自立またはインフォーマルサービスへつなぐことで社会参加を促しました。</p> <p>◇日常生活上の支援として、訪問型サービスA（基準を緩和して提供される生活援助サービス）を、居宅での機能訓練として、訪問型サービスC（3か月間計13回の機能訓練を実施／委託：(株)kuttsuku）を実施しました。</p> <p>◇上述のとおり</p> <p>◇令和3年度より生活支援コーディネーターが社会福祉法人連携で実施している「買い物支援」について、進捗状況や今後の事業展開について協議を行いました。</p> <p>◇地域包括支援センターが総合的に総合相談を受け付け、適正な機関に繋いだり、適正なサービスが受けられるよう支援したりしました。</p> <p>◇住民主体の通いの場である「しんとみキラリ輝き体操教室」は、新設0か所、廃止1か所、計22か所あります。昨年に引き続き、保健事業と介護予防の一体化事業の取組と連携して、理学療法士と一緒に各教室を訪問し、体力測定や健康指導・相談受付を実施しました。</p> <p>◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催しました。</p> <p>◇国保データベースシステムから服薬指導対象者を16名抽出、健康状態不明者を44名抽出しました。新型コロナウィルス感染症の影響により訪問を年2回予定から1回に変更して訪問を行いました。</p> <p>◇上記の対象者の中で地域包括支援センターにつなぎ、介護認定申請に繋がり早めの支援につながった方が1名いました。</p>

④ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を行うとともに、友愛活動を通して、新規加入につながる取り組みを行います
- ◆シルバー人材センターの参画に柔軟に対応し、会員拡大を促します。
- ◆シルバー人材センターの新たな取組を検討することを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。
- ◆買い物支援、移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤の構築を図るため、生活支援コーディネーターを中心に、商店等の状況把握を行います。
- ◆居場所づくり事業やサロンでの座談会等の活動を通して、通いの場を運営する団体情報の

提供や資源マップの作成、リングファイル形式の情報誌の作成を行います。	
【評価】 ○	【検証】 <p>◇新型コロナウイルス感染拡大のため、活動を自粛するクラブが多く、実施できませんでした。</p> <p>◇会員募集の方法について数回打合せし、助言を行いました。</p> <p>◇高齢者の活躍の場を創出する為、新たな取組を検討する場を設けました。</p> <p>◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催するなどして情報収集しました。</p> <p>◇生活支援コーディネーターが令和3年度に作成した「地域新情報誌」を、商店や企業訪問、地域での座談会等を経て改訂しました。</p>

⑤ 高齢者にやさしいまちづくり

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターの養成を行います。
- ◆集団健診の機会や通いの場等へのアウトリーチを通じて、認知症の早期発見・早期対応につながる体制の構築について検討を行います。
- ◆若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所の提供を行います。
- ◆認知症カフェにおける認知症サポーターの関わり方を見出す等、認知症サポーター活躍の場の創出を進めます。
- ◆認知症カフェの町内全域での展開について検討を行います。
- ◆地域ケア会議等における多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討を行います。
- ◆在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指し、要介護認定者の医療受診状況分析や地域ケア個別会議等にて、地域課題の抽出を行います。また、医療から介護への接続をスムーズにするため町内医療機関と地域包括支援センターで共通様式を定めます。
- ◆配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討します。
- ◆生活支援体制整備事業における「町内事業者+高齢者の活躍」の実現を目指し、対象となる町内事業者の情報収集を行います。
- ◆遠隔見守りとしての高齢者サービスを向上させ、緊急通報体制の拡充を図ため、Sobamiiの利便性の周知を行います。

【評価】 △	【検証】 <p>◇認知症サポーター養成講座を11回（うち2回は学校）で実施しました。</p> <p>◇介護保険説明会（月2回）やキラリ輝き体操教室（8か所）にて、認</p>
-----------	---

知症サポーター養成講座や相談窓口である地域包括支援センターの紹介を行うなど認知症支援の普及啓発を行いました。また、認知症カフェや居場所等にて高齢者の状況確認や情報提供を受けました。

◇小規模多機能居宅介護に相談し、「デイサービスに通う」のではなく「お手伝いとして通う」というコンセプトで受け入れてもらいました。

◇認知症サポーターの活躍の場を創出するに至りませんでした。

◇認知症カフェは現在富田地区で1か所実施していますが、新田及び上新田地区での実施について、実施場所や担い手の発掘方法を検討しました。

◇地域ケア個別会議において、医療職にもアドバイザーやサービス実施事業者として参加してもらうことで、その意見を在宅医療・介護連携推進事業で行うべき取組の検討材料としました。

◇医療から介護への接続をスムーズにするため、児湯医療介護連携室に提案し、医療機関と地域包括支援センター等との共通様式を定めました。

◇新型コロナウイルス感染拡大もあり、配食サービスについて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討することができませんでした。

◇新型コロナウイルス感染流行により介護施設との直接の接触を極力避けたため、情報収集はできませんでした。

◇区長配布文書により、緊急通報サービスを含む高齢者向けサービスの周知広報を行いました。

⑥ 地域包括支援センターの運営

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆窓口受付だけでなく積極的に地域に出向き、民生委員等と連携しながら高齢者の困りごとや心配ごとの相談を受け付け、その人に適したサービスへつなげます。
- ◆地域ケア個別会議での事例検討や自立支援ケアマネジメントに関する研修会を開催することで、地域包括支援センター職員のほか、町内ケアマネジャーの資質向上につながる取り組みを行います。
- ◆社会福祉士を擁する地域包括支援センターが中心となって、高齢者福祉係や社会福祉係などの関係各所と連携しながら、権利擁護支援体制の整備を行います。
- ◆充実した介護予防事業を実施するための機能の改善・向上につながる取り組みを行います。
- ◆町内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員との連携を充実させるため、情報提供や研修会の参加支援等を行います。
- ◆高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供さ

れるよう、地域ケア会議を中心として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決を行います

【評価】	【検証】
○	<p>◇75歳以上の独居世帯または高齢者のみ世帯を直接訪問する実態把握調査を239件実施しました。</p> <p>◇地域包括支援センター職員及び町内の介護支援専門員の資質向上のため、地域ケア個別会議を10回実施し、21件の事例を検討しました。</p> <p>◇地域包括支援センターの社会福祉士が権利擁護に関する相談を受け、町と連携して必要なサービス等に繋がるよう支援しました。</p> <p>◇動画を撮ることによって高齢者の身体状況見える化できるツール「トルト」をキラリ輝き体操教室で利用することで、参加者の目標の明確化や意欲向上につなげました。</p> <p>◇地域ケア個別会議の後に、地域包括支援センターと町内の介護支援専門員が情報交換を行う場を設けました。</p> <p>◇地域ケア推進会議は、新型コロナウイルス感染拡大のため集合開催はできませんでした。新富町の高齢者の現状と地域課題への取り組みについて書面にて委員に報告を行いました。</p>

⑦ 介護保険制度の充実

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_2-介護保険)

- ◆介護認定調査員の資質向上を図り、公正公平な認定調査を確保するため、業務分析データを活用した介護認定調査員研修等を行います。
- ◆介護認定の一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について、介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携して分析を行います。
- ◆介護保険制度利用者の状況を把握した上で、適切なアセスメントを実施してケアプランが作成されているかの点検を行います。
- ◆介護保険制度利用者の身体状況等を踏まえた適切な給付となるよう、7万円以上の住宅改修については理学療法士や作業療法士等の専門職を派遣します。
- ◆介護給付の適正化に取り組むため、宮崎県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を行います。あわせて、事業所に対し過誤返戻を依頼する等の取り組みを行います。
- ◆サービス利用者に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげるため、介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス事業所・サービスの種類・介護保険給付額・利用者負担額を2か月に1回(年6回)通知します。
- ◆介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を行います。
- ◆サービスの質の改善・向上を図るため、地域密着型サービス事業者等に対し、定期的に運営

指導を行うとともに、事業所からの相談・問い合わせ等に対し、迅速かつきめ細やかな回答・指導を行います。

【評価】



【検証】

- ◇新しく採用した介護認定調査員を中心に研修を実施しました。
- ◇介護認定の一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について分析を行い、介護認定審査会総会で関係者に周知しました。
- ◇ケアプラン点検を 54 件実施しました。
- ◇見積額が 7 万円以上の住宅改修については、7 件実施しました。
- ◇医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を行い、必要であれば、事業所に対し過誤返戻を依頼しました。
- ◇利用したサービス事業所・サービスの種類・介護保険給付額・利用者負担額を 2 か月に 1 回（年 6 回）通知しました。
- ◇介護事業者に対し、国や県による介護ロボット導入や ICT 活用に関する補助金等の案内を行いました。
- ◇地域密着型サービス事業者に対し、3 年に 1 度の運営指導を行っており、また、各種相談等にも随時対応しています。

⑧ 障がい者福祉サービス提供体制の確保

(第 2 節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉)

- ◆日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。
- ◆住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。
- ◆障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。
- ◆適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、公平な障害支援区分の認定や支給決定に努めます。
- ◆障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇本目標に対し、居宅介護サービスの利用者数の増加（対前年比 10% 増）を実現しました。
- ◇日中活動系サービスでは、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援など多くのサービスで利用者の増加が図れました。
- ◇地域生活支援拠点については、今年度の確保に至りませんでした。次年度以降引き続き確保に向け検討をすすめています。
- ◇共同生活援助では前年度比で 50% の利用者増加となり地域移行が推進できました。
- ◇研修名地により担当職員の専門性を高め、根拠に基づいた透明性の

高い認定・支給が図れました。
 ◇障がい者のしおりを作成し、サービスの利用促進を図りました。

⑨ 相談支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児) 福祉)

- ◆障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。
- ◆関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。
- ◆基幹相談支援センターと連携し、各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を実施するための体制の構築を行います。
- ◆新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。
- ◆「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇相談支援のアクセスポイントを複数（5事業所）を設けることで、より多くの方々の困りごとに寄り添うことができました。
- ◇地域生活への移行・定着支援において、医療機関、教育機関などの関係機関との連携強化を図りました。
- ◇基幹相談センターが設置され専任者を配置することにより専門的な知識を要する相談への対応が可能となり、対応可能な相談の幅が大きく広がりました。
- ◇令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため自立支援協議会は開催できませんでした。
- ◇町広報誌やホームページにて広報を実施しました。

⑩ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児) 福祉)

- ◆障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。
- ◆小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。
- ◆障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実を図ります。
- ◆障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。
- ◆児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保に努めます。
- ◆医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保を行います。
- ◆障がい児の受け入れを行う保育所に対して障がい児1人あたり保育士1人を加配する「障がい

児保育事業補助金」や、放課後児童クラブ等に対して「障がい児受入推進事業」での支援を行い、障がい児の受け入れ強化を継続します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇教育相談や就労相談を実施する関係機関と連携し、児童発達支援などのサービスにつなぐことができました。 ◇令和3年度に設置されたこども家庭相談支援センター「パプリカ」と連携し、保護者の相談支援の充実を図りました。 ◇児童発達支援の利用者が前年度比61%の増、放課後等デイサービスの利用者が16%の増とサービスの普及を図りました。 ◇関係機関の連携が図れるようこども部会や就労支援部会を開催し情報共有を行いました。

⑪ 低所得者福祉

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)

- ◆生活に困窮した方が相談しやすい体制をつくり、相談の受付を行います。
- ◆1人暮らしの高齢者の生活保護相談件数が増加してきているため、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。
- ◆民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握を行い、必要に応じた対応を行います。
- ◆生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。
- ◆経済的困難を抱える家庭に対する、関係機関と連携したネットワークを構築、相談等の支援を行うとともに、経済的困難を抱える子育て世帯(児童扶養手当対象者・要保護、準要保護児童等)の状況把握を行います。
- ◆放課後児童クラブを利用する要保護児童・準要保護児童及び児童扶養手当対象世帯の児童について、放課後児童クラブ利用料の負担軽減として、児童1人につき月額2,000円の助成を行ないます。
- ◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費等を援助します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活困窮は、情勢、地域の実情など様々な要因があるため関係機関及び関係団体などと情報共有などを行い、速やかに対応することができます。 ◇高齢者福祉係と地域包括支援センター、社会福祉係が連携し、生活保護に限らず養護老人ホームへの措置や社会福祉協議会による安心サポート事業等の多様なサービス検討を行いました。 ◇生活困窮に係る給付金、放課後児童クラブ利用に関する助成については、対象者に速やかな支給を行いました。 ◇生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品等の支援は教育委員会が補足し、適切に給付しました。

⑫ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するため、0歳から高校3年生までを対象とした医療費助成を継続して行います。
- ◆現在実施している3カ所(八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ)を中心に、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境で子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組み、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- ◆在学する子どもを4人以上監護する保護者の、4人目以降の児童に係る保育料・副食費等の助成を行います。
- ◆ファミリー・サポート・センターの利用について周知を行います。さらに、養成講座の開催を行い援助会員の増員を目指すとともに、すでに援助会員として活動している方にも養成講座の参加を呼びかけ、相互援助活動の資質の維持向上を目指します。

【評価】



【検証】

- ◇令和5年1月より18歳未満の子どもたちに医療費の無償化を行っており、令和4年度は3,948件の医療費助成を行いました。
- ◇地域子育て支援拠点事業を行っている3事業所に対し、情報提供や支援体制強化などの支援を行い、利用者のニーズに応じたサービスを行いました。
- ◇4人以上の子どもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料、副食費及び入園料の全額助成を行いました。対象児童数として延べ260名でした。
- ◇ファミリー・サポート・センターにおいて、3回の養成講座を開催し、延べ74名の参加があり、相互援助活動について理解をいただくことができました。

⑬ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆令和4年度に「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の中間評価を行い、その数値に基づいた、利用者の実態やニーズにあわせた教育・保育施設の定員の確保を行います。
- ◆新富町の幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯の動態やニーズを踏まえ、園長会等を通じて、各園に認定こども園への移行啓発を行います。
- ◆利用者の実態やニーズに基いた実施を行うため、「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の中間評価で、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について再検討を行います。
- ◆保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保育園入所の相談等にて、各種制度等の情報提供を行ないます。
- ◆教育・保育の質の向上と保育士のスキルアップを図るため、園長会での啓発、また主任会や放課後児童支援員担当者会にて勉強会等を開催します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇令和5年度及び6年度の計画値について、令和2・3年度の実績値及び令和4年度の見込み値等をもとに評価を行い、計画地と実績値等が10%以上の乖離のある数値について見直しを設定いたしました。</p> <p>◇幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯のニーズを踏まえ、園長会で認定こども園への移行啓発を行いました。</p> <p>◇令和5年度及び6年度の計画地について、令和2・3年度の実績値及び令和4年度の見込み値等をもとに評価を行い、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について見直しを行いました。</p> <p>◇保育園入所の相談等の際に、保護者のニーズに合わせて子育て支援に関する情報提供を行いました。</p> <p>◇教育・保育の質の向上を図るため、園長会での啓発や保育士を対象とした研修を行いました。</p>
-----------------------------	---

⑭ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆放課後児童クラブの利用希望者の状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。また、放課後児童クラブ利用者へ適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員認定資格研修のテキスト料の助成を行ない、支援員資格取得の支援を行います。
- ◆社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進委員などが一体となって、子どもたちの見守りを行ないながら、子どもたちの家庭や学校以外の場所での現状について実態把握を行います。
- ◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。
- ◆子どもたちの安全確保を図るため、児童遊園の遊具点検を年に1回実施し、補修・修繕等を定期的に行ないます。
- ◆社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、子どもの居場所づくり、見守り強化及び家庭支援等を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>◇町内9カ所で放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しており、利用した児童は216名でした。支援員資格取得については本年度の申請はありませんでした。</p> <p>◇各関係機関と情報共有を図りながら実態把握を行いました。</p> <p>◇関係機関との定期的なケース会議を実施しました。</p> <p>◇児童遊園の遊具点検を実施しました。</p> <p>◇各関係機関と連携し見守り強化及び家庭支援等を行いました。</p>
-----------------------------	--

⑯ ひとり親家庭福祉

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆ひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費助成」等の支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。
- ◆ひとり親家庭の保護者の経済的自立を支援するため、各種貸付金制度の啓発等を行ない、利用促進を図ります。
- ◆関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。
- ◆関係機関と情報共有を行い、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が中心となって、ひとり親家庭を対象とした相談や養育指導を行います。
- ◆ひとり親家庭の組織活動である「ひまわり会」を通じて、ひとり親同士の相互交流や親睦を図るための支援を行ないます。

【評価】



【検証】

- ◇ひとり親家庭の経済的自立のために関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、情報提供や啓発活動を行いとともに、各種手当、給付金支給については、対象者に速やかな支給を行いました。
- ◇来庁されたひとり親家庭に対して各種貸付制度の啓発を行いました。
- ◇関係機関が開催する会議等に参加し情報共有・連携を行いました。
- ◇こども家庭総合センターパプリカでひとり親家庭への相談支援を行いました。
- ◇ひまわり会の活動への支援を行いました。

⑰ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆要保護児童等について、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が、子育て世代包括支援センター「まるある」や教育委員会等と連携を図り、情報共有・ケース会議を実施し、子育て世代への支援体制を整えます。
- ◆子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加するとともに、事例検討を実施し、支援の強化に取り組みます。

【評価】



【検証】

- ◇子どもの居場所を健全に確保するために関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、速やかな対応することができました。
- ◇関係機関が開催する会議・研修等に積極的に参加しました。

⑰ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努力するとともに、新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年

後見制度の周知・利用促進を行います。

- ◆子育て世代包括支援センター「まるる」と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を月1回開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- ◆DV相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携を行います。
- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆ヤングケアラーについて、関係機関と連携し、見守り、面談、家庭訪問等を定期的に行い、相談体制を確保します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇こゆ成年後見センターで行われる研修会等に積極的に参加することで関係協会を図り、また、地域包括支援センターを中心に成年後見制度の周知・利用促進を行いました。 ◇国や県が開催する当該研修に参加し制度理解を深めました。その他日頃からこゆ成年後見センターと連携を密にし、支援体制を構築しました。 ◇DV相談に必要な研修を受講し、適切な相談体制の構築を図りました。 ◇要保護児童対策地域協議会を開催し情報共有を行いました。 ◇ヤングケアラーについて関係機関と連携し見守り等を定期的に行いました。

⑯ 虐待防止

(第2節-健康・福祉 VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します
- ◆虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。
- ◆保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児健診等での状況確認を行い、問題を抱える家庭には早期にリスクアセスメントを実施します。
- ◆関係機関との連携や情報共有のもと、虐待事案の早期発見、初動や支援体制の整備を行うとともに、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を行っていきます。
- ◆子どもを取り巻くあらゆる機関が情報共有等を行ないながら連携し、児童虐待防止のための見守りを強化します。
- ◆広報紙等にて児童虐待に関する相談窓口である、こども家庭総合支援センター「パプリカ」の周知を図ります。

◆児童虐待防止に関する啓発のため、児童虐待防止月間である11月にオレンジリボンの着用及び配付活動、広報誌等へ記事の掲載等にて啓発活動を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇虐待防止に関しては、関係機関及び関係団体などと情報共有などを行い、速やかに対応することができました。 ◇ケース会議を定期的に開催し情報共有を行いました。 ◇保育園・幼稚園を訪問し情報共有を行いました。また、乳幼児健診等で状況を確認しました。 ◇県のマニュアルに基づき、虐待に関する支援体制を構築しています。また、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を町ホームページで行いました。 ◇各関係機関と情報共有を実施しました。 ◇広報誌等でこども家庭総合センター「パプリカ」の周知を行いました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

◆社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者等ができる限り自立した生活を送れるよう支援を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護サービスを要するまではない軽度の虚弱がある高齢者に対し、町内外の有償ボランティア団体やお手伝いサービス団体等を紹介しました。また、生活支援コーディネーターによって、新たな有償ボランティアの仕組みを検討しました。

産業振興課

課長	壱岐 進
課長補佐	猪野 博行
課長補佐	高山 研二
課長補佐	川野 尊世

1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【農林水産係】農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】畜産の振興及び指導奨励に関する業務、畜産の衛生、防疫、予防接種に関する業務を担っています。

【商工振興係】中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 自然環境の保全

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を、宮崎県を中心とした協議会を通じ推進します。

【評価】



【検証】

◇森林管理システム事前調査業務委託を発注し、森林の詳細な管理に向け作業しました。

② 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

◆外国人住民を対象とした日本語教室を開催します。

【評価】



【検証】

◇総合政策課とともに、外国人住民を対象とした日本語教室を4回開催し31名の参加がありました。

③ 農林水産経営の充実

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆農家の経営安定を促すため、小麦などの戦略作物の栽培を行う農家に対し、財政的支援を行います。(経営所得安定対策等推進事業費補助金、新富町農業再生協議会補助金、水田等有効活用促進事業補助金)
- ◆収入保険の加入を促すことにより、農家の経営安定を図るため、農業経営収入保険加入支援事業補助金として、1農家あたり5万円を上限に(保険料の1/2)財政支援を行います。
- ◆新しい農作物の調査研究を行うとともに、他産業法人による農業参入の呼び込みを行います。
- ◆地域農業の振興に資することを目的として、三納代北地区における農業生産振興施設実験ハウスの新設工事を行います。
- ◆農作業の省力化を図るため、企業等と連携して、ドローンや自動収穫機などのスマート農業を促進します。
- ◆有機栽培に取り組む活動組織に対し、財政支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金事業補助金)
- ◆森林環境譲与税に合わせ、森林所有者の意向調査を行うとともに、適正な森林管理を行います。
- ◆水産業経営のため、漁船損害保険の一部助成を行います。(漁船災害防除費補助金)
- ◆水産資源の保全のため、内水面漁業組合に対し稚魚放流等にかかる財政支援を行います。(内水面稚魚放流等補助金)
- ◆宮崎県に対し、港湾整備にかかる負担金を支出します。
- ◆水産資源保全のため、河川の濁水防止対策を行います。

【評価】



【検証】

- ◇経営所得安定対策等推進事業費補助金は3,604,000円を、新富町農業再生協議会補助金は500,000円を、水田等有効活用促進事業補助金を5,550,182円を交付しました。
- ◇農業経営収入保険加入支援事業補助金は71名に対し3,428千円を交付しました。
- ◇一般社団法人ニューアグリベースによって他産業法人への農業参入を誘致が行われました。
- ◇三納代北地区において農業生産振興施設実験ハウスを新設しました
- ◇ドローンや自動収穫機などの情報収集を行いました。
- ◇環境保全型農業直接支払交付金は1団体に462千円交付しました。
- ◇森林管理システム事前調査業務委託を発注しました。
- ◇漁船災害防除補助金を122,200円交付し、漁業経営継続緊急支援補助金を443,000円交付しました。
- ◇内水面稚魚放流等補助金を300,000円交付しました。
- ◇港湾整備に水産基盤整備事業負担金を2,000,000円交付しました。
- ◇都市建設課とともに河川愛護の取組みを推進しました。

④ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう、一般財団法人ニューアグリベースと連携し、支援を行います。
- ◆就農希望者の本町の受入態勢をPRし、新規就農者の確保を図るため、宮崎県と連携し、マイナビが主催する「就農フェスタ及び農業ウィーク6次化」イベントに参加します。
- ◆農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。(農業次世代人材投資事業補助金・新富町就農支援交付金・産地生産基盤パワーアップ事業補助金・園芸産地における事業継続強化対策事業補助金・新富町施設園芸生産基盤支援事業補助金)
- ◆担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手の積極的な後押しにより、法人化を促し、持続可能な農業経営を支援します。

【評価】	【検証】
------	------



- ◇関係機関と連携するとともに、新規就農者育成総合対策として3名に対し4,599千円の補助金を交付しました。
- ◇「就農フェスタ及び農業ウィーク6次化」イベントに参加しました
- ◇農業次世代人材投資事業補助金は12名に対し13,500千円を交付し、新富町就農支援交付金は3名に対し1,500千円を交付し、産地生産基盤パワーアップ事業は1団体に25,973千円を、新富町施設園芸生産基盤支援事業補助金は18件に対し8,106千円を交付しました。
- ◇各種補助金を紹介することにより農業法人化を促しました。

⑤ 農産物加工・流通対策の充実

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆学校給食及び加工品開発に伴う取組に対し、新富町産米粉の提供を行います。
- ◆農の拠点を作る取組として、三納代地区に販売施設等を建設するための実施計画を行います。
- ◆地域の農作物を活用した加工施設建設のため、三納代北地区の整備を行います。
- ◆町外からの外資獲得を目指し、地域経済の拠点となる直売所施設にてECサイトやふるさと納税を活用した取組に向け、直売所の実施計画を行います。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」と)と連携し地域経済の創出を進めるため、人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売を行います。
- ◆米粉・小麦・野菜を学校給食や商店に活用し、地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。

【評価】	【検証】
------	------



- ◇学校給食等に新富町産米粉を提供しました。
- ◇農畜産物直売所の実施計画に着手しました。

- ◇一般社団法人ニューアグリベースの特産品の開発を支援しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が行なうふるさと納税返礼品開発を支援しました。
- ◇地産地消の取組みを進め、農業者と町内外の消費者を結びつけるよう取り組みの検討を進めました。

⑥ 農業生産基盤の整備

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆将来の農業経営の安定を図るために、大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物の積極的な作付けの実証を行います。
- ◆防潮林の保全に努め、農地の潮害防止対策として、松くい虫防除樹幹注入及び松くい虫防除を行います。

【評価】



【検証】

- ◇新田西地区高収益作物実証事業補助金を交付し、高収益作物の実証作付けを行いました。
- ◇23.98ha を対象に松くい虫薬剤防除事業を実施し、樹幹注入を実施しました。

⑦ 畜産の振興

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆畜舎や堆肥舎の整備や生産者の家畜導入に対し、財政支援を行います。(新富町酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金)
- ◆高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家の規模拡大を支援します。
- ◆宮崎県などの関係機関と連携し、自衛防疫推進協議会を中心とした、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないための防疫の強化を進めます。
- ◆町営牧場を放牧場として整備する為の計画策定を行います。
- ◆児湯農林振興局、普及センター、JAを中心とした関係機関と連携して、就農希望者の研修体制の強化を行います。

【評価】



【検証】

- ◇種牛改良対策事業補助金を5名（5頭）に745千円、高齢繁殖素牛更新対策事業補助金を16名（30頭）に900千円、肥育素牛導入対策事業補助金を9名（124頭）に2,232千円を交付しました。また、畜産競争力強化整備事業補助金を児湯地域肉牛クラスター協議会に109,878千円を交付しました。
- ◇生産基盤補助金（機械導入）を2名に146千円を交付しました。
- ◇家畜伝染病防疫対策事業補助金629千円を新富町自衛防疫推進協議会に交付し、対策を強化しました。
- ◇計画策定のための調査を行いました。

◇関係機関と協力して研修体制を強化しました。

⑧ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆耕畜連携による資源循環の取組を推進するため、飼料生産に地域で生産される堆肥の活用を行います。
- ◆未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。
- ◆低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、生分解マルチを利用した廃プラ削減、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者に対し、支援を行います。
- ◆農業の環境負荷に対応した土壤改良を行います。

【評価】



【検証】

- ◇家畜排せつ物や排水の適正処理について巡回指導しました。
- ◇耕畜連携による資源循環の取組みとして、消化液の実証実験を行いました。
- ◇未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を新富町畜産バイオマス利活用促進協議会に1,030千円交付し、消化液活用の実証実験を進めました。
- ◇畜産における脱炭素への取組みについて調査研究を行いました。
- ◇環境に優しい農業の取り組む農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を支援しました。
- ◇環境負荷に対応した土壤改良のため、土壤改良剤助成を行いました。

⑨ 商店街の活性化

(第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業)

- ◆町内外から集客し、商店街活性化を図るため、ギャラリーしんとみにおいて多様な展示会を開催します。
- ◆毎月第3日曜日に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が主催する「こゆ朝市」等を通して商店街のにぎわいを創出します。
- ◆新富町商業協同組合に対し、国や県等の商店街活性化につながる支援策を随時案内します。

【評価】

【検証】

○

- ◇ギャラリーしんとみ運営補助金を新富町商業協同組合に交付し運営を支援しました。
- ◇こゆ地域づくり推進機構に観光促進事業補助金を交付し、こゆ朝市等の運営を支援しました。
- ◇新富町商業協同組合に対して支援策を紹介しました。

⑩ 商工業経営の改善

(第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業)

- ◆商工業研修センターの利用促進を図り、商工会をはじめとする町内商工団体や事業所等が行う研修会等を通した産業人材の育成を支援します。
- ◆町融資制度を運用し、町内事業所の運転資金の確保及び積極的な設備投資を支援します。
- ◆新富町商工業振興補助金を有効的に活用し、意欲ある事業者の売上向上等に資する取り組みを支援します。
- ◆企業訪問等により事業者の現状を把握し、国、県や関係支援団体等が行う支援策を随時案内するとともに、関係機関とのマッチングを行います。
- ◆地場産業を担う町内事業者や6次産業化に取り組む事業者等に対し、関係団体と連携しながら国・県・町の支援策等を適宜案内し、地場産業等の育成及び支援を行います。
- ◆域内消費活性化を図るため、「しんとみ生活充実アプリS!あぷ」を活用したクーポン発行及び各種スタンプラリーを行います。
- ◆町内事業者のメールアドレスを収集し、国、県や関係支援団体等の補助金や人材確保に関する支援策等をきめ細やかに提供します。
- ◆新富町商工業振興補助金を活用し、町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援します。
- ◆商工会と連携し、町内事業所の動向の把握に努め、それぞれに必要な国や県の支援策等を随時案内します。

【評価】

○

【検証】

- ◇新富町商工業研修センターの指定管理を新富町商工会に委任し、各種事業展開ができるよう支援しました。
- ◇中小企業振興特別貸付は35,000,000円を貸付けし、中小企業振興徳熱貸付金保証料補助金は813,116円を交付しました。
- ◇新富町商工業振興補助金は4,422,000円（高付加価値等推進事業6件、繁盛店育成支援事業12件）を交付しました。
- ◇町内企業を訪問し随時支援策を案内しました。
- ◇6次産業化に取り組む事業者に国・県・町の支援策を適宜紹介しました。
- ◇S!あぷによるスタンプラリー（9,704,000円）、しんとみ応援消費大作戦事業（40,531,013円）、S!あぷを活用した消費拡大事業（48,260,483円）を実施しました。
- ◇町内事業者に国県等の補助金等の支援策をきめ細やかに提供しました。

- ◇新富町商工業振興補助金を活用し町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取組みを支援しました。
- ◇商工会と連携して支援策を随時案内しました。

⑪ 創業及び事業承継の推進

(第4節-産業・経済_II-商工業_1-商工業)

- ◆起業促進を図るため、商工会と連携した創業塾を開催するとともに、創業支援補助金による助成を行います。
- ◆町外から移住し町内で創業又は第二創業を行った事業者に対して、創業支援補助金の加算を行います。
- ◆起業家の育成を図るため、商工会と連携し、創業希望者の相談状況に応じて創業塾を開催するとともに、段階に応じた支援及び創業支援補助金による助成を行います。
- ◆商工会と連携し、現在チャレンジショップを利用している創業希望者の独立に向けた支援を行うとともに、新たな創業希望者の掘り起こしを行います。
- ◆商工会と連携し、町内事業者の事業承継に関する情報を収集し、必要に応じて支援機関への案内を行います。
- ◆商工会と連携し、事業承継支援団体の各種情報を随時ホームページやメールで案内します。

【評価】



【検証】

- ◇特定創業支援事業により支援を受けた証明書を5件発行し、創業支援補助金3,072,000円を交付しました。
- ◇町外からの移住による創業はありませんでした。
- ◇チャレンジショップの指定管理者である商工会に指定管理料を交付し、創業希望者の独立に向けた運営をサポートしました。
- ◇事業承継の情報を収集し必要に応じて支援機関への案内しましたが、ホームページやメール送信には至りませんでした。

⑫ 企業誘致の推進

(第4節-産業・経済_II-商工業_2-企業誘致)

- ◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。
- ◆企業訪問等により町内企業の現状把握に努め、必要に応じて支援策等の案内を行います。

【評価】



【検証】

- ◇移転や増設を希望する企業に対し訪問して情報提供しました。

⑬ 雇用の促進

(第4節-産業・経済_III-雇用_1-雇用)

- ◆金融機関と連携しながら町や県の融資制度を周知し、町内事業者の設備投資等を支援します。
- ◆従業員を新たに中小企業退職金共済制度に加入させた事業所に対し掛金の一部を助成す

ることにより、事業所の福利厚生の充実を図るとともに、人材の定着及び安定確保を支援します。

◆県等が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を町ホームページやメールにて随時案内します。

◆登録促進を図るため、町内事業者に対し、宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」をメール等で案内します。

【評価】



【検証】

- ◇設備投資を検討している町内事業者に各種融資制度を紹介しました
- ◇中小企業退職金共済加入促進事業で39社に2,729,000円の補助金を交付しました。
- ◇県が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を随時案内しました。
- ◇宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」を町内事業者に登録を促しました。

⑭ 多様な就業ニーズに応じた就業支援

(第4節-産業・経済_III-雇用_1-雇用)

◆近隣で実施される公的職業訓練をホームページ等で積極的に案内します。

◆ハローワーク高鍋の求人情報を定期的に町のホームページに掲載します。

【評価】



【検証】

- ◇公的職業訓練をホームページ等で案内しました。
- ◇ハローワーク高鍋の求人情報を定期的にホームページに掲載しました。

⑮ 観光資源の整備・充実

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

◆こゆ地域づくり推進機構と連携し、インバウンドを含めた観光客受け入れに向けた体験観光の課題の洗い出しを行います。

◆こゆ地域づくり推進機構等と連携し、新田原古墳群周辺のソバ畑を活用したイベントを開催します。

【評価】



【検証】

- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が行なうインバウンドを意識したイベントを支援しました。
- ◇新田原古墳群周辺でソバの花祭りが開催されました。

⑯ スポーツによる集客の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆県内外からの集客を図るため、商工会と連携して、テグバジヤー口宮崎のホーム戦での町内事業者の出店を支援します。
- ◆試合観戦の機運を高めるため、商工会や各種団体と連携し、テグバジヤー口宮崎のホーム戦に合わせて町内各所にテグバジヤー口宮崎ののぼり旗を設置します。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇商工会が主催する「テグバジヤー口宮崎活性化委員会」で、ホーム戦での町内事業者の出店をあっせんしました。 ◇商工会が主体となってテグバジヤー口宮崎ののぼり旗を町内各所に設置しました。
-------------------------------	--

⑰ 観光PRの推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆本町の観光情報を広く発信するため、県内の道の駅等に観光パンフレットを設置します。
- ◆ファン層拡大を図るため、町内の観光スポット等の周遊を目的に「しんとみ生活充実アプリS！あぷ」を活用したスタンプラリーを開催し、町内観光地等の新たな発見や魅力の再認識を促します。
- ◆域内の周遊を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用して、西都児湯地域の観光資源の情報発信を行います。
- ◆町内外からの集客を図るため、湖水ヶ池のバス及び座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信します。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇観光パンフレットを増刷し、情報発信しました。 ◇スタンプラリーを実施し、町内観光地等の魅力化をはかりました。 ◇さいとこゆ観光ネットワークでインスタグラムのアカウントを取得し、おすすめ情報等を発信しました。 ◇湖水ヶ池のバスと座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信しました。
-------------------------------	---

⑱ 交流人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆令和4年度から地域活性化起業人制度を活用し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。
- ◆こゆ地域づくり推進機構と連携し、体験、交流及び学びを軸とした体験交流型観光プログラムを作成します。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する
-------------------------------	---

町の情報発信に取り組みました。
 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構に補助金を交付し、インバウンド向け体験交流型観光プランを運営しました。

⑯ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆商工業振興補助金を活用し、町内事業所が取り組む新商品開発を支援します。

◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】

○

【検証】

◇新商品開発支援補助金は活用がありませんでした。
 ◇竹を使った有機肥料製造に取り組む事業者を誘致企業の認定を行いました。

⑰ 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆AI・ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。

◆町内事業所が、一定の生産性向上が見込める先端設備等導入計画を策定した場合、町が計画を認定するとともに、取得した償却資産について、3年間課税を免除します。

◆地域活性化起業人制度等を活用して行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】

○

【検証】

◇情報収集して支援のための体制づくりを検討しました。
 ◇生産性向上特別措置法に基づいた先端設備等導入計画の認定は2件ありました。
 ◇地域活性化起業人制度により新富町に着任した人材が一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに調査研究を行いました。

農地管理課

課長 宮武 祐二
 課長補佐 宮崎 健一
 和田 憲幸

1. 農地管理課の役割

農地管理課は、農地整備係、農地計画係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【農地整備係】農地の基盤整備及び保全、農業環境整備に関する業務を担っています。

【農地計画係】優良農地を確保するための農振農用地の調整及び農地中間管理機構の市町村窓口として農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務等農地の管理業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。

【評価】



【検証】

◇一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めました。

② 障害防止対策

(第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

◆東大谷地区排水対策として、猿ヶ瀬川排水路(麓地区から新田原基地の区間)の改修事業に伴う基本設計を行います。

◆大和地区は場整備事業に伴い不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行います。また、整備事業に関連し、大和ため池(第1)を洪水対策調整池として改修工事を行います。

【評価】



【検証】

◇猿ヶ瀬川排水路の改修事業の基本設計を行いました。
◇大和地区は場整備事業に伴う不可避受益区域の農業用水パイプライン工事を行いました。また大和ため池（第1）を洪水対策調整池として改修工事を行いました。

③ 排水処理対策等の充実

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆大和地区ほ場整備事業に関連し、塚原ため池(第1及び第2)の及び大和ため池(第2)の農業用ため池としての機能廃止に伴い、堤体を開渠し、排水路の整備を行います。
- ◆大渕地区県営湛水防除負担金を支出し、大渕排水機場改修事業(令和4年度実施設計)を進めます。

【評価】



【検証】

- ◇農業水路等長寿命化防災減災事業補助金を活用し、塚原ため池（第1及び第2）及び大和ため池（第2）の堤体を開渠し、排水路の整備を行いました。
- ◇大渕排水機場改修事業の実施設計に対して負担金を交付しました。

④ 農業生産基盤の整備

(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)

- ◆大和地区県営土地改良事業負担金を出し、大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事を進めます。
- ◆新田西地区県営土地改良事業負担金を出し、ほ場整備区域の外郭測量を進めるとともに、土地利用の最終意向調査を行います。
- ◆大和ため池外7か所の劣化状況評価を行います。
- ◆用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。
- ◆多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保全管理を行う地域組織の共同作業等に対し支援を行います。
- ◆大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装(延長 1,200m)を行います。
- ◆未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。
- ◆人農地プランと農地中間管理機構を一体的に活用し、耕作放棄地の解消や農地の集約化を行います。
- ◆国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援するとともに、老朽化が著しい施設の改修等を行う更新事業にむけた受益者の同意取得事務を進めます。

【評価】



【検証】

- ◇大和池下、山田及び芝原・宮ヶ平南換地区の面的整備並びに農業用水パイプライン工事に対して負担金を支出しました。
- ◇新田西地区ほ場整備区域の外郭測量に対し負担金を交付するとともに、地権者に対して土地利用の最終意向調査を行いました。
- ◇農業水路等長寿命化防災減災事業補助金を活用し、大和ため池外7カ所の劣化状況評価を行いました。
- ◇用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂撤去を行いました
- ◇多面的機能支払交付金事業補助金は、「農地維持」は7組織に対し17,290千円を、「資源向上（共同活動）」は7組織に対し10,201

千円を、「資源向上（長寿命化）」は6組織に対して19,252千円を交付しました。

◇大和地区ほ場整備事業に関連し、近隣の農道舗装（延長777m）を行いました。

◇農道用生コンクリート支給事業は5団体に2,756千円交付しました

◇農地中間管理事業の年度内実績（再設定含む）は387筆の48.9haとなりました。

◇国営一つ瀬川土地改良事業で造成した農業水利施設の更新事業に向けた受益者の同意取得事務を行いました。

都市建設課

課 長	岩村 伸夫
課長補佐	川西 雅也
課長補佐	本部 宜則
国道 10 号新富バ	
イパス SIC 事業推進室長	佐藤 博晃
環境推進室室長補佐	(兼) 岩村伸夫 長友 俊博

1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築係、住宅係、土木係、環境・空家係、衛生管理係、国道 10 号新富バイパス・S I C 事業推進室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【都市計画係】公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築係/住宅係】公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

【環境推進室】一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路の整備

(第 1 節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆国道 10 号三納代地区事業推進について、国や関係機関に積極的に要望を行います。
- ◆県道 44 号宮崎高鍋線の整備に合わせた一つ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県への要望活動を継続して行います。
- ◆地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジからつながる幹線道路の整備を促進します。
- ◆都市計画区域における都市の骨格となる都市計画道路について、都市計画マスタープランに基づき整備を促進します。

【評価】	【検証】
○	<p>◇宮崎河川事務所、九州地方整備局、国土交通省本省に要望活動を行いました。</p> <p>◇宮崎県に要望活動を行いました。</p>

- ◇町道佐土原～木城線の道路改良 (L=103m) を継続して行うとともに、県道の改良についても要望を行いました。
- ◇越場場～野中線（橋梁）、切通～栗野田線 (L=243.5m) 、八幡～大渕線 (L=89m) の工事を行いました。

② 町道の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆交通の利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、町道改良率69.6%を目標に、未改良道路及び排水路の整備率の向上を図ります。
- ◆交通の利便性の向上や輸送力の増強、防災力の向上につなげる未改良区間の整備や長寿命化を促進します。
- ◆新富町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性確保のため、計画的に橋梁点検を行います。
- ◆舗装の個別施設計画に基づき、計画的に調査・点検を行い、優先順位を決め、保守保全に努めます。
- ◆幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。
- ◆道路パトロールを強化し、老朽化による補修箇所の早期発見に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。また、関係団体との連携により異常箇所の早期発見につながる取り組みを行います。

【評価】



【検証】

- ◇町道改良率 69.5%に対して実績 70.8%となり目標を達成しました。
- ◇新富町町道維持管理基金や防災安全交付金事業を活用し、道路の維持補修を行いました。
- ◇防災安全交付金事業を活用し、観音橋外 37 橋の橋梁点検を実施しました。
- ◇町道 25 カ所の道路補修他を実施し、生活道路 7 カ所についても舗装工事を行いました。
- ◇防衛省調整交付金を活用し、成法寺地域排水路の仮舗装を行いました。
- ◇道路パトロールを強化し、異常箇所の早期発見を行いました。

④ 人にやさしい道路整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆安全に道路が利用できるよう、沿線環境に配慮した道路整備を行います。
- ◆国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。
- ◆熱中症の防止や天気を気にせず路線バスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を

決定し、計画的にバス停留所の屋根設置に努めます。

【評価】

【検証】

- ◇バス停上屋整備に合わせて、ノンステップバスに対応した整備を行い、バリアフリー化に配慮しました。
- ◇沿線環境に配慮し、三納代バス停上屋を整備しました。

⑤ 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を国や県等と連携して行います。
- ◆治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県への要望活動を継続して行います。
- ◆昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断に要した費用を補助し、診断により耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

【評価】

【検証】

- ◇緊急自然災害防止対策事業を活用し、五反川の改修設計を行いました。野中～上日置線外1カ所について道路災害復旧工事を行いました。
- ◇急傾斜地及び河川の整備について国・県へ要望しました。
- ◇新富町木造住宅耐震診断業務委託を15件発注し、耐震改修工事1件に補助金を交付しました。

⑥ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。
- ◆路面表示の整備や復旧を図り、交通安全の向上に努めます。

【評価】

【検証】

- ◇総務課防災係及び警察署と連携して対応しました。

⑦ 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。

【評価】

【検証】

- ◇事業内容により防衛省補助事業のメニューを検討協議して対応しました。

⑧ 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

- ◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。
- ◆国土利用計画法やその他の法令等に基づき、必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。
- ◆新富町都市計画マスターPLANに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	◇関係各課と連携しながら適正な土地利用へ誘導しました。

⑨ 公営住宅の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	◇公営住宅の管理戸数は、簡平 241 戸、中耐 222 戸、町単独住宅 25 戸の総数 488 戸となっております。

⑩ 住環境対策

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。
- ◆管理者不存在空家の解消に向け、宮崎県司法書士会と連携し、個別に問題に対応していきます。
- ◆相続財産管理人制度、不在者財産管理人制度の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。
- ◆空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行います。

【評価】	【検証】
<input type="radio"/>	◇宮崎県土地家屋調査士会と連携協定を締結し、空き家所有者に対し指導・助言する体制を充実させました。 ◇宮崎県司法書士会と連携して個別問題に対応しました。 ◇相続財産管理人選任申立を 1 件行いました。 ◇所有者調査管理システムの導入に向け調査研究を行いました。

⑪ 公園・緑地の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_3-公園・緑地の整備)

- ◆新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。
- ◆町民ニーズを踏まえた公園整備を図ります。
- ◆富田浜公園基本計画を考慮しながら、隣接する富田浜漕艇場、富田浜キャンプ場を合わせた一体的な整備を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇総合的な公園緑地の整備を図りました。
- ◇ニーズにあった公園整備を図るため、調査研究しました。
- ◇富田浜公園の再整備に向けて調査研究を行いました。

⑫ 景観の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_4-景観の整備)

- ◆新富町景観計画に基づき、状況に応じた美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めます。
- ◆自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。
- ◆道路景観に配慮した整備に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇美しい自然環境及び景観の維持・形成を目指し、ボランティア団体による海岸清掃などを支援しました。
- ◇各種開発において慎重に協議を進めました。
- ◇道路整備に際して景観に配慮した工事を念頭に計画を立てました。

⑬ 火葬場の運営

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆火葬場の運営を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、運営参画市町（西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町）と共に適正な維持管理に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇運営参画市町とともに適正な維持管理に努めました。

⑭ 墓地の管理

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。
- ◆墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。

【評価】



【検証】

- ◇周辺環境に調和した町営墓地の適正な管理に努めました。

◇県との連携を密に行い、墓地に関する相談に対応しました。

⑯ 適正なごみ処理

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル)

- ◆宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、関係市町村(宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)との連携に努め、可燃ごみの適正処理を行います。
- ◆運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)と共に適正な維持管理に努め、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設における「資源物」及び「不燃ごみ」の適正処理を行います。
- ◆脱炭素社会を見据えた環境配慮型のごみ袋の本格導入にむけて、バイオマスプラスチック製ごみ袋(小袋)の試験的運用を行います。
- ◆災害廃棄物処理計画の見直しに向けた準備や対応訓練により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築を行います。
- ◆家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。
- ◆事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- ◆警察、保健所等との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

【評価】

○

【検証】

- ◇可燃ごみの処理量は3,657tで、対前年度241t減少しました。
- ◇不燃ごみの処理量は73tで、対前年度9t増に、資源ごみは456tで対前年度10t減となりました。
- ◇バイオマスプラスチック製ごみ袋(小型)の試験的運用を行いました。
- ◇台風14号の接近により173tの災害廃棄物を処理しました。
- ◇剪定木は319t(海岸漂着木210t、剪定木109t)を再資源化しました。
- ◇事業所に対し、廃棄物の適正処理についてを指導啓発を行いました。
- ◇警察、保健所等との連携による不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄を防止に努めました。

⑰ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル)

- ◆リサイクル率15%を目標に、調査研究を行います。ゼロウェイストシティ実現に向けた調査研究を行います。
- ◆小型家電リサイクル促進のため、町広報、ホームページ等での広報啓発を行います。
- ◆使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査研究を行います。
- ◆令和4年1月に開始した、新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源

化について、実施企業からの聞き取り調査を行い、課題の抽出を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇資源化率は18.58%となりました。 ◇リネットジャパンリサイクル株式会社との連携協定に基づく小型家電のリサイクル処理量は840kgとなりました。 ◇新たなリサイクル分野に向けた調査研究を行いました。 ◇し渣（脱水汚泥）の再資源化について、実施企業からの聞き取り調査及び課題の抽出を行いました。
-----------	---

(17) 自然環境の保全	
(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽を新規に設置する家庭に対し、補助金の給付を行います。 ◆開発行為に関して、自然環境保護のための適正な監視・指導に努めます。 ◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を、宮崎県を中心とした協議会を通じ推進します。 ◆海岸漂着物の撤去・回収に努め、海の豊かさを守る取組を推進するため、漁業者と連携し、海洋ごみの回収・処理についての調査研究を行います。 ◆脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギーの利活用について調査・研究を行います。 ◆関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に取り組みます。 	

【評価】 ○	【検証】 ◇合併浄化槽（新設・転換含む）は、5人槽82基、7人槽14基を対象に補助金を交付しました。 ◇開発行為に関して、自然環境保護を念頭に指導助言しました。 ◇宮崎県を中心とした協議会を通じ水源の涵養や森林の適切な保全を推進し、周知活動を行いました。 ◇海岸管理部局と協力し海岸漂着物の撤去・回収に努めました。 ◇クリーンエネルギーの利活用について調査研究しました。 ◇関係機関との連携による不法投棄監視体制を強化を図り、不法投棄の防止に努めました。
-----------	---

(18) 環境保全意識の啓発	
(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。 	

- ◆環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に向け調査研究を行います。
- ◆様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。
- ◆クリーンエネルギーの利活用ができるよう調査研究を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇ボランティア団体が実施する清掃活動を支援しました。 ◇小中学校における環境教育に担当職員を派遣し啓発を行いました。 ◇環境保全の意識啓発のため、様々な媒体を利用して周知を行いました。 ◇クリーンエネルギーの利活用のための調査研究を行いました。
-----------	---

⑯ 排水処理対策等の充実

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆生活排水処理率70%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。
- ◆合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システムの導入について調査研究を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇生活排水整備率は69.81%となりました。 ◇合併浄化槽の普及促進を図るため、令和4年1月から浄化槽台帳システムを導入しました。
-----------	--

⑰ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか産業振興課と共に巡回指導を行ないました。 ◇産業振興課が行う脱炭素への取組についての調査研究に参画しました。
-----------	--

水道課

課長 長友 一彦
課長補佐 倉永 勝彦

1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は次のとおりです。

【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関するここと。

【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関するここと。

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆町水道事業と一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団との統合について検討するため、町水道事業と一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団が経営統合した場合のシミュレーションを行います。あわせて、統合する場合に必要な作業や、手順の確認も行います。
- ◆有収率向上のため、配水管等の布設替えを計画的に行います。
- ◆配水系統毎の配水流量の分析を行うとともに、現地調査を行い漏水の早期発見に努めます。
- ◆針業務の効率化と漏水の早期発見のためのマートメーターによる検針システム導入について、スマートメーターの情報収集を行い、費用対効果と省力化が期待できるか検討を行います。
- ◆瀬口地区及び柳瀬地区に水道水を供給している西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を行い、安定した水道水の供給に努めます。
- ◆安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一つ瀬川流域の水質監視と水質管理情報の共有化を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇町水道事業と一つ瀬川営農飲雜用水広域水道企業団との経営統合シミュレーションを行い、作業手順等の確認を行いました。 ◇老朽管等について、布設替えを行いました。 ◇配水系統毎の配水流量の分析を行い、現地調査を行いました。 ◇スマートメーターの設置については継続検討しています。 ◇西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を行いました。 ◇協議会への参加、また一つ瀬川流域の水質監視と水質管理情報を共有化しました。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆地震時などにも、漏水や水道施設故障により断水する事がないよう、老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化を行います。
- ◆災害時による水圧不足地域解消のため、バイパス管設置や増径工事等の対策を行います。
- ◆安定して水道水を供給できるよう予備水源の確保のため、平伊倉水源地の整備を行います。
- ◆停電時にも安定して水道水を供給できるよう、浄水場の電気計装及び発電機の更新を行います。
- ◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化のため、耐震適合管等を使用し更新を行いました。
- ◇バイパス管設置や増径工事については、検討を行いました。
- ◇平伊倉水源地の更新計画の設計を行いました。
- ◇浄水場の電気計装及び発電機を更新しました。
- ◇避難施設での排水設備について防災担当部署と検討を行いました。

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実行するための行政の取組_I-行政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇水道料については将来的なコスト面を継続して検討しています。

会計課

課長

河野 佐知子

課長補佐

課長兼務

1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_2-財政運営)

- ◆口座振替の推進を図るため、町税等のWeb口座振替システムを導入します。
- ◆Web支援システムによる口座振替等を推進することで住民の利便性の向上を図り、円滑な収納事務に取り組みます。
- ◆町財務活動管理方針に基づいた資金管理を行うため、資金管理会議を開催し、年次方針を定めます。
- ◆定期預金及び債権等の効果的な運用に努めるため、金融市場の動向に注視して運用を行います。

【評価】



【検証】

- ◇Web口座振替システムを導入し、口座振替の推進を図りました。
- ◇資金管理会議を開催し、年次方針を定めました。
- ◇金融市場の動向を注視しながら、定期預金及び債権等の効果的な運用に努めました。

議会事務局

局長 宮本 信一
局長補佐 沼口 昭仁

1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員書記を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた行政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営)

- ◆町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう議会報告会や議員と語ろう会などの取り組みについて補助・支援を行います。
- ◆議会に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。
- ◆ホームページ等にて、委員会活動や議会運営状況等の情報発信を行い、新富町議会の「見える化」を推進します。
- ◆町ホームページにて決算監査結果を公表し、開かれた行政づくりに取り組みます。
- ◆ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を進め、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。

【評価】



【検証】

- ◇議会活動報告会は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。
- ◇「誰もが住みよいまちづくりをめざして」をテーマにアンケートを実施し意見を伺いました。
- ◇ホームページにおいて質問内容を掲載するとともに、一般質問の日程や状況を防災ラジオで放送し情報提供しました。
- ◇監査基準を策定し決算審査意見書を町ホームページに掲載しました。
- ◇令和3年度議会リモート会議用備品購入事業で導入したタブレット等を活用し、ICT化を進め事務の効率化やペーパーレスへの取組みを進めました。

教育総務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	大山 文哉
教育対策監	中倉 信博
教育施設整備対策室長	(兼)宮本芳幸

1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【教育総務係】教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【教育施設整備対策室】学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_2-防災)

◆災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。

◆各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校施設を避難所として活用するため、施設の状況を確認しました ◇各学校で防災管理マニュアルを作成するよう促しました。

② 防犯対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆防犯体制を維持するための経費節減のため、通学路灯のLED化を促進します。

◆通学路及び人通りの少ない道路への防犯灯等の設置を推進します。

◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇通学路灯のLED化を適宜進めました。 ◇通学路の安全点検を実施し、適宜防犯灯の設置を推進しました。 ◇総務課防災係と連携し、学校の要望により実施を調整しました。

③ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、児童生徒へ配布を行います。

【評価】	【検証】
------	------

◇ルールブックを作成はできませんでしたが、児童生徒への交通安全教室の実施やパンフレット配布など指導を行いました。

④ 自殺対策

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_2-こころの健康づくり)

- ◆学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりを行います。

【評価】	【検証】
------	------

◇スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを活用し、児童生徒や保護者が相談できる体制を整備し、主体的に該当児童生徒や保護者に声掛けを行いました。

⑤ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者（児）福祉)

- ◆通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応するため、町単独の特別支援教育支援員10名を雇用し教育の充実を図ります。
- ◆切れ目のない支援の充実を図るため、特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。

【評価】	【検証】
------	------

◇町独自の特別支援教育支援員10名を雇用し教育の充実を図りました
◇特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、切れ目のない支援を充実させました。

⑥ 低所得者福祉

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)

- ◆経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援を行います。
- ◆教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金による支援を行います。
- ◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費等を援助します。

【評価】	【検証】
------	------

◇要保護・準要保護就学援助費を確保し、対象者を支援しました。
◇短大生・高専生・大学生を対象に12名に奨学金を貸与しました。
◇学用品費等の援助を98件行いました。

⑦ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。
- ◆適応指導教室を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を提供します。
- ◆居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。
- ◆新富町図書館で実施する読書活動やファミリー読書を推進し、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【評価】



【検証】

- ◇要保護児童対策ケース会議で、関係機関と連携した対応しました。
- ◇適応指導教室を設置し、学校と連携して不登校児の自立を支援しました。
- ◇福祉課と協力し相談体制の整備に情報提供しました。
- ◇小中学校と連携してファミリー読書週間の啓発を行いました。

⑧ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆要保護児童等について、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が、子育て世代包括支援センター「まるる」や教育委員会等と連携を図り、情報共有・ケース会議を実施し、子育て世代への支援体制を整えます。

【評価】



【検証】

- ◇保育園幼稚園巡回訪問や就学前相談会、ケース会議などで関係各機関とともに連携して支援体制をつくり対応してきました。

⑨ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆こども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆ヤングケアラーについて、関係機関と連携し、見守り、面談、家庭訪問等を定期的に行い、相談体制を確保します。
- ◆18歳未満のヤングケアラーが、自覚のないまま将来のための大切な時間をケアに費やすことのないよう、関係機関が連携して状況の把握と支援を行います。

【評価】



【検証】

- ◇要保護児童対策地域協議会の開催とともにケース会議により対応してきました。
- ◇いつでも相談できる体制をこども家庭相談支援センター「パプリカ」。子育て世代包括支援センター「まるる」とともにつくり、状況の把握と支援を行ってきました。

⑩ 虐待防止

(第2節-健康・福祉 VI-権利擁護 1-権利擁護)

- ◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。
- ◆虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】**【検証】**

- ◇母子保健活動や保育園、小中学校で、早期発見につながるよう情報を共有し、定期的なケース会議において発生予防、早期対応を行いました。

⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(第3節-教育・文化・人づくり I-義務教育 1-義務教育)

- ◆児童生徒の発達段階に応じ、SDGs の 17 の開発目標の理解が深まる授業を行います。
- ◆グローバル化に対応した人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止していた海外交流事業を再開して行います。
- ◆小中学校で、外国語専科教員・外国人指導助手(ALT)・地域人材等を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。
- ◆子どもたちの情報活用力向上のため、タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業を行います。また、情報教育の環境整備も行います。
- ◆情報リテラシー教育推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルの徹底を進めます。
- ◆教員の ICT 活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修を行います。あわせて、各学校における情報教育リーダーの育成を行います。
- ◆しんとみ学び塾を開催し、世界中から様々なゲストを呼ぶなどこれからの未来を考えたり、再発見を行います。

【評価】**【検証】**

- ◇各小中学校での授業での活用を促すとともに、しんとみ学び塾等で多様性など SDGs を意識した取組みを行いました。
- ◇令和 4 年度については海外交流事業は実施できませんでした。
- ◇外国人指導助手 (ALT) を 2 名配置しました。
- ◇ギガスクール構想に基づき、環境を充実させました。
- ◇ルールブックを作成しモラルの徹底を啓発しました。
- ◇情報教育リーダーを育成するため、しんとみ学力・授業力向上推進リーダー研究会を行いました。
- ◇しんとみ学び塾を開催し、62 名の参加がありました。

⑫ 教育内容と環境の充実

(第3節-教育・文化・人づくり I-義務教育 1-義務教育)

- ◆安全な教育環境を実現し集団感染のリスクを避けるため、マスク・消毒液・体温計等の消耗

品を購入し、感染症対策を行います。

- ◆富田小学校校舎防音復旧工事を実施するなど、町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修を行います。
- ◆多様な学習活動を支援するため、総合的学習補助金を活用し、教材・備品の整備を行います。
- ◆校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心で効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。
- ◆学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減の取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。
- ◆読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書センターによる読書サポートを継続して行います。
- ◆少人数学習等、児童生徒の学力向上を図るため、各小中学校に学力向上支援員を配置します。
- ◆県教育委員会からの指導主事の派遣を通じ、教職員の資質向上と学校業務の改善に取り組みます。
- ◆町内教職員の意識と指導力の向上を図り、児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」の委嘱を行います。
- ◆各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を行います。
- ◆部活動の指導にあたり、地域人材を活用した外部指導員の委嘱を行います。

【評価】	【検証】
○	<ul style="list-style-type: none"> ◇マスク・消毒液・体温計等を購入し感染症対策を行いました。 ◇富田小学校校舎防音復旧工事に着手しました。 ◇総合的学習補助金を活用し教材や備品を整備しました。 ◇校務系ネットワーク機器等の更新を行い、環境づくりを推進しました。 ◇学校給食費補助金を交付し児童生徒の給食費を無償化するとともに、新富町産の農作物の活用を図りました。 ◇小中学校読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動を定着させることができました。各読書コンクールでは意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。 ◇各小中学校に10名の学力向上支援員を配置しました。 ◇県教委からの指導主事2名の派遣を通じて学校業務の改善に取り組みました。 ◇学力・授業力向上推進リーダーを委嘱し、指導力の向上を図りました。 ◇各学校それぞれで学校経営案を作成し、児童生徒への健康安全教育を行いました。 ◇地域人材を活用した外部指導員の委嘱を2名に対して行いました。

⑬ キャリア教育の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆望ましいキャリアプランニング能力の形成を促進するため、中学生の企業・事業所等への職場体験活動を行います。
- ◆社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を行います。
- ◆産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等を活用します。
- ◆勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を行います。

【評価】

【検証】

- ◇中学生のキャリア教育のため、各学校を支援しました。
- ◇小中一貫したキャリア教育を支援するため、町内事業者を紹介しました。
- ◇生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業を紹介しました。

⑭ 特別支援教育の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆支援を必要とする児童の早期発見につなげるため、就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催します。
- ◆通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援として、特別支援教育支援員の配置を行います。

【評価】

【検証】

- ◇就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催しました。
- ◇特別支援教育支援員を配置し、通常の学級で必要な支援を進めました。

⑮ いじめ防止対策の取組

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。
- ◆いじめなどの子どものサインを見逃さないようアンケート調査など定期的な実態の把握に努めます。
- ◆ネット上のいじめを防止するため、情報モラル教育の充実とルールの徹底を図ります。
- ◆町ホームページを活用し、新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針を保護者へ周知します。

【評価】

【検証】

- ◇ケース会議等関係機関と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応する体制を充実させました
- ◇いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校

においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しました。

◇ネット上のいじめの防止については情報モラル教育の徹底を図りました。

◇新富町いじめ防止基本方針や各学校の基本方針を町ホームページを活用し保護者に周知しました。

⑯ 健全育成環境づくり

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅱ-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆学校を核とした地域づくりとして、コミュニティスクール導入に向けた地域学校協働活動推進体制の整備を行います。
- ◆児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する就学資金を支援します。

【評価】

○

【検証】

- ◇コミュニティスクール導入に向けて地域学校協働活動推進体制を整備しました。
- ◇要保護・準要保護就学援助費を活用し、経済的に就学な困難なご家庭を支援しました。

⑰ ふるさと教育と社会参加の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅱ-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進するため、教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財を活用します。
- ◆地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成するため、総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業を行います。
- ◆地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うため、学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を行います。
- ◆主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会と生き抜く力を育成するため、社会科等の授業で「主権者教育」を行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」を活用するとともに、金丸堰など地域の文化財を活用した授業を支援します。
- ◇総合的な学習の時間に地域の暮らしや伝統文化を活用した取組みを推進しました。
- ◇学級活動、児童会、生徒会活動などの特別活動の取組みを推進しました。
- ◇各学校の社会科の授業で主権者教育を行いました。

⑯ 生涯学習活動の促進

(第3節-教育・文化・人づくり_III-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆生涯学習活動と学校教育との交流を図り、連携・協働を推進するため、子どもの体験学習や図書館利用をした職場体験受け入れ、図書館教育を継続して行います。

【評価】

【検証】

◇新富町図書館を活用し、体験活動や職場体験を受け入れ図書館教育を継続しました。

⑰ 国際交流の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆児童生徒の海外交流事業を通して、国際化に対応できる人材育成を行います。
◆外国人指導助手(ALT)等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を行います。

【評価】

【検証】

◇新型コロナウイルス感染症の影響により海外交流事業は再開できませんでした。
◇外国人指導助手(ALT)を2名配置し、外国文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進しました。

生涯学習課

課長	倉永 浩幸
課長補佐	河野 光典
課長補佐	樋渡将太郎

1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及び文化スポーツ係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【生涯学習係】社会教育、公民館、図書館に関する業務を担っています。

【文化スポーツ係】文化振興、文化財、社会体育に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 土地利用

(第1節-暮らし・環境_Ⅳ-生活環境_1-土地利用)

◆生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。

【評価】



【検証】

◇新田コミュニティセンターを開館し、地域からの要望のあったコンビニとコインランドリーを併設しました。

② 自然環境の保全

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆野生動物研究会と連携し、県の天然記念物であるアカウミガメの保護に努めます。

【評価】



【検証】

◇宮崎県野生動物研究会が行なう保護活動を支援しました。

③ 環境保全意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。

◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋などの支援を行います。

◆アカウミガメや湯之宮座論梅を題材とした出前授業を実施します。

【評価】



【検証】

◇関係各課と連携して環境保全意識の啓発に努めました。

◇海岸清掃を行うボランティア団体にゴミ袋などを提供しました。

◇小中学校の要請により文化財担当が出前授業を行いました。

④ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_III-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆総合交流センターにおいて、誰でも参加できる生涯学習講座を11講座開催します。また年間通じて参加できる教室も開催します。

【評価】



【検証】

◇生涯学習講座を11教室実施し、138名の参加がありました。

⑤ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆コロナ感染症に配慮しつつ、ブックスタート事業における絵本の配布や、新富町図書館で定期的に読み聞かせにより、幼児期における親子のふれあいの機会の提供を行います。

【評価】



【検証】

◇ブックスタート事業を実施し、127名の参加がありました。たねちゃんおはなしかいやみこちゃんおはなしかいなどを定期的に開催できました。

⑥ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆サタデーサイエンス、子ども将棋教室といった土曜日事業を継続するなど、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【評価】



【検証】

◇サタデーサイエンスに延べ124名、キッズキッチンに延べ60名、子ども将棋教室17名の参加がありました。

⑦ 健全育成環境づくり

(第3節-教育・文化・人づくり_II-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆家庭教育を推進するため、家庭教育学級委託事業・思春期講座・小学校の授業参観時の託児等を行います。
- ◆児童生徒が地域のことを考え、地域の方々に発表する機会を体験することにより、人と地域とのつながりの大切さを学ぶ機会を創出するため、新型コロナ感染症の感染状況に配慮し、「青少年の声を聴く集い」の年度内開催再開を目指します。

【評価】



【検証】

◇家庭教育学級委託事業・思春期講座・小学校の授業参観時の託児をそれぞれ実施できました。

◇新型コロナウィルス感染症の影響により「青少年の声を聴く集い」は再開できませんでした。

⑧ 生涯学習環境の整備

(第3節-教育・文化・人づくり_III-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆総合交流センター「きらり」や公立公民館等における民間営利社会教育事業者の社会教育施設の利用制度を継続します。
- ◆生涯学習講座指導者の育成を図るため、生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録勧誘活動を行います。
- ◆町民生活のデジタル化を推進するため、パソコン講座・タブレット講座を開催します。

【評価】	【検証】
------	------

○

- ◇民間営利社会教育事業者の社会教育施設の利用制度を継続し、多様な生涯学習の機会を創出しました。
- ◇人材バンクへの登録勧誘を行いましたが、登録はありませんでした。
- ◇パソコン（エクセル・ワード）教室及び、タブレット教室を開催しました。

⑨ 生涯学習活動の促進

(第3節-教育・文化・人づくり_III-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆地区の自主的な生涯学習講師謝金の助成を継続します。
- ◆町民の生涯学習の取組を支援するため、公民館備品の貸し出しを行います。
- ◆11講座の生涯学習講座を開講し、合わせて通年教室を開催します。
- ◆生涯学習活動と学校教育との交流を図り、連携・協働を推進するため、子どもの体験学習や図書館利用をした職場体験受け入れ、図書館教育を継続して行います。

【評価】	【検証】
------	------

○

- ◇生涯学習講座謝金助成は新型コロナウイルス感染症の影響により活用がませんでした。
- ◇地区活動を支援するため公民館備品の貸出を行いました。
- ◇生涯学習講座を11講座開催しました。
- ◇図書館において各種自主事業を展開するとともに職場体験も受け入れました。

⑩ 文化芸術に親しむ機会の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆新富町総合交流センター「きらり」や文化会館「ルピナスみらい」において生涯学習フェスタを開催し、生涯学習や文化活動の発表の場を創出します。
- ◆総合交流センターでは、図書館資料を町外の方々にも貸出できるよう、蔵書の追加を行います。
- ◆生涯学習センターの機能とともに幅広い交流の拠点となるよう取組を進めます。
- ◆年齢期に応じた本の出会いの場を提供するとともに、全ての町民が読書を身近に感じ親し

むことができるよう、読書活動の推進を行います。

- ◆自己の在り方生き方を考えることができる力をはぐくむ教育の充実を図るため、富田中学校、上新田中学校において文化庁の芸術家派遣事業を活用した芸術鑑賞を開催します。

【評価】

○

【検証】

- ◇生涯学習ウィークを開催し、作品展示の部の観覧者は1,381名、文化発表の部の参加者は112名ありました。
- ◇新富町図書館の蔵書を町外への貸出を検討しました。
- ◇きらりマルシェなど多用途の貸館に取り組み、幅広い交流につながるよう工夫しました。
- ◇図書館カフェナイトなど、多様な図書館事業を企画し、読書活動を推進しました。

⑫ 文化施設の活用

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆文化会館において、指定管理者の創意工夫による14の自主文化事業を開催します。
- ◆啓発的な文化芸術事業を開催できるよう、県立芸術劇場のサテライト事業やNHK公開放送への申込を行います。
- ◆文化会館の運営のため、文化センターに継続した自主文化事業への協力をお願いとともに、センター募集のための情報の発信も行います。
- ◆利用しやすい環境づくりを行うため、文化会館の経年劣化した部品の取替を行います。あわせて、非常用照明のLED化に向けた調整も行います。

【評価】

○

【検証】

- ◇14の自主文化事業を実施し、6,892名の来場者がありました。
- ◇宮崎国際音楽祭サテライトコンサート「弦楽八重奏」を開催しました。
- ◇文化センターと連携し、自主文化事業への協力をお願いしました
- ◇大ホール舞台照明設備保全整備部品交換やイベントホール音響卓交換を行いました。

⑬ 文化芸術活動の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆町民の文化活動発表の場として、文化協会と連携して文化発表会を開催します。
- ◆地域の郷土芸能などの保存・伝承のため、各保存会に対し、古墳祭や子どもフェスティバルへの参加を要請し、披露機会の拡大を創出します。また、助成金事業の情報提供を保存会に行い、用具の充実も進めます。
- ◆新たな文化芸術の創出を行うため、生涯学習フェスタや総合交流センター西回廊での展示受け入れを行います。

【評価】

【検証】



- ◇生涯学習ウィークの文化発表の部として開催しました。
- ◇町主催イベントへの出演については、新型コロナウイルスの影響もあり、出演依頼を行いませんでした。新田神楽が日之影町神楽祭りに出演しました。
- ◇総合交流センター西回廊に 22 の展示会が開催されました。

⑯ 文化財の保存と活用

(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆史跡整備に向けた基礎資料とするため、新田原 56 号墳の調査を行います。
- ◆11月 11 日に、春日地区や新富町商工会と協働で古墳祭を開催します。
- ◆新富町商工会主催の「古墳ウォークラリー」の実施を支援することで、新田原古墳群の活用を行います。
- ◆発掘調査報告書のデータ化を進めます。
- ◆文化庁調査官を招聘し、百足塚古墳出土埴輪の国重要文化財指定に向けた台帳の作成を行います。
- ◆重要文化財資料を展示するため、総合交流センター「きらり」内に設置している展示室の改修について検討を開始します。
- ◆湯之宮座論梅の保護増殖を推進するため、湯之宮座論梅保護対策会議を開催します。
- ◆湯之宮座論梅保護のため、シルバー人材センターに委託を行い、年6回の下草除去や垣根剪定を行います。
- ◆文化財保護意識の啓発を図るため、町内各学校での出前授業を全6回開催します。
- ◆資料館を活用した小中学校の学習や高齢者教室の支援を行います。文化財を活用した観光事業の支援を行います。
- ◆高鍋神楽の国指定に向け、関係自治体や保存会と合同で、調査委員会を開催します。あわせて、調査委員会と連携した、三納代神楽の衣装、用具、楽等の調査も行います。
- ◆小中学校への出前授業や、文化財を活用した事業の実施・支援を行います。

【評価】



【検証】

- ◇新田原 56 号墳の調査を実施し、古墳北側の残存状況や埴輪の出土が確認できました。
- ◇11月 11 日に百足塚古墳公園で古墳祭が実施されました。
- ◇古墳ウォークラリーの実施を支援しました。
- ◇発掘調査報告書のデータ化を進めています。
- ◇百足塚古墳出土埴輪の国重要文化財指定にむけた台帳整備を進めました。
- ◇展示室の改修について検討しました。
- ◇湯之宮座論梅保護対策会議を開催し、適正な管理を確認しました。
- ◇湯之宮座論梅保護のため適正な管理を行いました。
- ◇出前授業を 6 回実施しました。

- ◇小中学校の学習や高齢者教室で文化財学習のため資料館を活用しました。
- ◇高鍋神楽の国指定に向け調査委員会を開催し、三納代神楽の調査を行いました。
- ◇座論梅梅まつりなど、文化財を活用した事業を支援しました。

⑯ 誰でも参加できるスポーツの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆誰もが安心してスポーツ活動に参加できるよう、デジタル化したスポーツ安全保険の啓発普及を行います。
- ◆地区のレクリエーション等にスポーツ推進委員を派遣します。
- ◆町内の各競技団体と連携し、町との共催にて、ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの大会を開催します。
- ◆スポーツ少年団の指導者を育成するため、講習会などの情報提供を行います。
- ◆ニュースポーツの教室を開催し、町民向けニュースポーツの紹介を推進します。

【評価】	【検証】
○	

- ◇デジタル化により利便性が向上したスポーツ安全保険の周知に努めました。
- ◇地区等の活動にスポーツ推進委員を5回派遣しました。
- ◇しんとみレガッタは悪天候により中止になりました。
- ◇スポーツ少年団の指導者育成のため講習会を案内しました。
- ◇ニュースポーツ体験会を9回開催しました。

⑯ スポーツ環境の整備

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆学校施設の有効活用を図るため、各学校体育館の夜間開放を行います。
- ◆公共スポーツ施設に予約システムを導入し、施設予約のオンライン化を進めるとともに、使用料金の見直しを行います。
- ◆勤労者体育センター照明をLEDに取り換えるための工事を行います。
- ◆町体育館照明のLED化に向けた設計を行います。
- ◆国民スポーツ大会に向け、三納代コミュニティ広場改修に向けた測量設計を行います。
- ◆国民スポーツ大会に向け、三納代コミュニティ広場改修に伴う用地購入を検討します。

【評価】	【検証】
○	

- ◇小中学校体育館の夜間開放を行いました。
- ◇公共施設予約システムの導入を目指し、使用料金の見直しを実施しました。
- ◇勤労者体育センター照明のLED化工事を行いました。
- ◇町体育館照明のLED化に向け実施設計を行いました。

- ◇三納代コミュニティ広場の測量設計を行いました。
◇三納代コミュニティ広場の用地購入を準備しました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)

- ◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行い、地域活動への町民の参加を促進します。

【評価】



【検証】

- ◇海岸清掃するボランティア団体に都市建設課と協力してゴミ袋の提供等を行いました。

⑰ 多文化共生社会づくりの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆多文化共生の意識を醸成するため、職員への研修の場の提供や広報を活用した異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催等に取り組みます。

【評価】



【検証】

- ◇初級脳トレ英会話教室を実施しました。

⑲ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実行するための行政の取り組み_I-行財政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇公共施設予約システム導入に向け、総合交流センターきらりの利用料を見直し、料金の収受が行いやすいよう工夫しました。

農業委員会事務局

局長 緒方 利行
局長補佐 福重 和泉

1. 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局は、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _4-景観の整備)

◆農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇農業委員による年間を通じた農地見回りを行い、農地景観の維持に努めました。
-------------------------------	---

② 農林水産経営の充実

(第4節-産業・経済 _I-農林水産業 _1-農林水産業)

◆関連法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集積化を促進します。
◆農地パトロール等を8月に実施し、関係機関と連携しながら遊休農地の解消に取り組みます。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇農業経営基盤強化促進法による所有権移転は71件、利用権設定は576件、所有権移転は、田95筆、畑114筆となり、集積・集約を促進しました。 ◇8月に農地パトロールを実施し、状況を把握のうえ遊休農地解消・発生防止に取り組みました。
-------------------------------	--

③ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済 _I-農林水産業 _1-農林水産業)

◆若年層の農業者就労定着や老後生活安定・福祉向上のため、掛金の一部助成を行い、農業者年金の加入促進を進めます。

【評価】 <input type="radio"/>	【検証】 ◇若者層への加入促進事業において2名の加入となりました。また、11月に加入推進月間を設け、加入促進に取り組みました。
-------------------------------	--